

資料

1	平林寺境内林動植物目録（武蔵野野鳥の会）	47
2	国指定天然記念物平林寺境内林保存・管理・活用計画策定委員会設置要綱	77
3	国指定天然記念物平林寺境内林保存・管理・活用計画策定委員会名簿	79
4	国指定天然記念物平林寺境内林保存管理計画策定経過	80
5	平林寺境内林関係略年表	82
6	平林寺関係指定文化財一覧表	84
7	平林寺境内林一覧表	85
8	関係法令	87

平林寺草本植物目録

(1) この目録は2001年に実施した調査に、
2013年までの調査結果を反映した目録である。

(2) 林相区分(「所在」欄)

- 落葉広葉樹林 (A) : 落葉掻き実施区域
- 落葉広葉樹林 (B) : 落葉掻き不実施区域
- 落葉広葉樹林 (C) : 陰樹化進行区域
- 落葉広葉樹林 (D) : 林縁
- 針葉樹林
- 混交林
- 松林 (疎林)
- 竹林
- その他
 - 梅林
 - 畑地
 - その他

(3) 「確認」欄区分

2001年調査において自生が確認されたもの
その後消滅したと考えられる種類を「×」に
て注記した。

(4) 稀少性ランク

- CR : 絶滅危惧ⅠA類
- EN : 絶滅危惧ⅠB類
- CR+EN : 絶滅危惧Ⅰ類
- VU : 絶滅危惧Ⅱ類
- NT : 準絶滅危惧
- DD : 情報不足

(5) 学名は林弥栄監修「山溪ハンディ図鑑1野に咲く
花」山と溪谷社(1989)によった。

なお、上記に収録されていない種については、
佐竹義輔ほか編「フィールド版日本の野生植物
草本」平凡社(1985)による。

1. 双子葉綱

科	種類	所在	開花記録	稀少性	確認
クワ科 Moraceae	カナムグラ <i>Humulus japonicus</i>	落葉広葉樹林 (D)	8月		
	クワクサ <i>Fatoua villosa</i>	畑/梅林/植栽地	9月		
イラクサ科 Urticaceae	カラムシ <i>Boehmeria nipponivea</i>	疎林, 池周辺	7月		
	ヤブマオ <i>Boehmeria longispica</i>	落葉広葉樹林 (C)	8月		
	メヤブマオ <i>Boehmeria platanifolia</i>	落葉広葉樹林 (A)	9月		
	アオミズ <i>Pilea mongolica</i>	池周辺	8月		×
アカザ科 Chenopodiaceae	アカザ <i>Chenopodium album</i> var. <i>centronbrum</i>	池周辺	8月		
ウマノスズクサ科 Aristolochiaceae	ウマノスズクサ <i>Aristolochia debilis</i>	松林林縁ほか	8月		
タデ科 Polygonaceae	イタドリ <i>Reynoutria japonica</i>	畑/梅林/植栽地	8月		
	ミズヒキ <i>Antenoron filiforme</i>	落葉広葉樹林 (A), 針葉樹林	6月下旬		
	ハナタデ(ヤブタデ) <i>Persicaria yokusaianum</i>	落葉広葉樹林 (A), 針葉樹林	8~9月		
	イヌタデ <i>Persicaria longisetata</i>	畑/梅林/植栽地	8月		
	オオイヌタデ <i>Persicaria lapathifolia</i>	落葉広葉樹林 (D), 池周辺	8月		×
	スイバ <i>Rumex acetosa</i>	畑/梅林/植栽地	5月		
	ギンギン <i>Rumex japonicus</i>	畑/梅林/植栽地他	6月		

科	種類	所在	開花記録	稀少性	確認
タデ科 Polygonaceae	ミチヤナギ <i>Polygonum aviculare</i>	植栽地	8月		×
ヒユ科 Amaranthaceae	イノコズチ <i>Achyranthes bidentata</i> var. <i>japonica</i>	落葉広葉樹林 (A) 他	8月		
ヒユ科 Amaranthaceae	ヒナタノイノコズチ <i>Achyranthes bidentata</i> var. <i>tomentosa</i>	植栽地	8月		
ヤマゴボウ科 Phytolaccaceae	ヨウシュヤマゴボウ <i>Phytolacca americana</i>	落葉広葉樹林	7月		
スベリヒユ科 Portulacaceae	スベリヒユ <i>Portulaca oleracea</i>	畑／梅林／植栽地	7月		
ナデシコ科 Caryophyllaceae	ハコベ <i>Stellaria neglecta</i>	林内各所	3月下旬		
	コハコベ <i>Stellaria media</i>	畑／梅林／植栽地	4月		
	ウシハコベ <i>Mysoton aquaticum</i>	畑／梅林／植栽地	4月		
	ツメクサ <i>Sagina japonica</i>	疎林	4月		
	ミミナグサ <i>Cerastium Holosteoides</i> var. <i>hallaisanense</i>	畑／梅林／植栽地	4月		
	オランダミミナグサ <i>Cerastium glomeratum</i>	畑／梅林／植栽地	4月		
キンボウゲ科 Ranunculaceae	センニンソウ <i>Clematis teruiflora</i>	野火止用水沿い	8月		
	キツネノボタン <i>Ranunculus silerifolius</i>	池周辺, 野火止用水沿い	5月		
	アキカラマツ <i>Thalictrum minus</i> var. <i>hypoleucum</i>	疎林	8月		×
	ボタンズル <i>Clematis apiifolia</i>	落葉広葉樹林 (A) (B)	9月		
スイレン科 Nymphaeaceae	ヒツジグサ <i>Nymphaea tetragona</i>	池	6月		×
ドクダミ科 Saururaceae	ドクダミ <i>Houttuynia cordata</i>	林内各所	6月		
センリョウ科 Chloranthaceae	フタリシズカ <i>Chloranthus serratus</i>	落葉広葉樹林 (A), (B)	5月		
ケシ科 Papaveraceae	ムラサキケマン <i>Corydalis incisa</i>	針葉樹林	4月下旬		
	ジロボウエンゴサク <i>Corydalis decumbens</i>	針葉樹林	4月下旬		
	タケニグサ <i>Macleaya cordata</i>	林内各所	7月下旬～		
	クサノオウ <i>Chelidonium majus</i> var. <i>asiaticum</i>	疎林, 野火止用水沿い	5月中旬		
アブラナ科 Cruciferae	ナズナ <i>Capsella bursa-pastoris</i>	畑／梅林／植栽地	3月		
	タネツケバナ <i>Cardamine flexuosa</i>	畑／梅林／植栽地他	3月		
	ショカツサイ (オオアラセイトウ) <i>Orycophragmus violaceus</i>	畑／梅林／植栽地	4月		
ベンケイソウ科 Crssulaceae	コモチマンネングサ <i>Sedum bulbiferum</i>	針葉樹林	6月		
ユキノシタ科 Saxifragaceae	ユキノシタ <i>Saxifraga stolonifera</i>	用水沿い	5月		
	チダケサシ <i>Astilbe microphylla</i>	落葉広葉樹林 (A), 疎林	7月		

科	種類	所在	開花記録	稀少性	確認
バラ科 Rosaceae	キンミズヒキ <i>Agrimonia pilosa</i> var. <i>japonica</i>	落葉広葉樹林 (A)	7月下旬		
	キジムシロ <i>Potentilla fragarioides</i> var. <i>major</i>	落葉広葉樹林 (A), 疎林	4月		×
	ミツバツチグリ <i>Potentilla freyniana</i>	落葉広葉樹林 (A), 疎林	4月下旬		
バラ科 Rosaceae	ヘビイチゴ <i>Duchesnea indica</i>	林内各所	4月		
	ヤブヘビイチゴ <i>Duchesnea chrysantha</i>	落葉広葉樹林 (A)	4月		
	ワレモコウ <i>Sanguisorba officinalis</i>	疎林	7月下旬		×
マメ科 Leguminosae	ヌスビトハギ <i>Desmodium podocarpum</i> subsp. <i>oxyphyllum</i>	林内各所	8月		
	フジカンゾウ <i>Desmodium oldhamii</i>	落葉広葉樹林 (A)	9月		
	クズ <i>Pueraria lobata</i>	落葉広葉樹林 (D)	8月		
	メドハギ <i>Lespedeza juncea</i> var. <i>subsessilis</i>	落葉広葉樹林、梅林通路沿い	9月		×
	シロツメクサ <i>Trifolium repens</i>	林内各所	5月		
	カラスノエンドウ (ヤハズエンドウ) <i>Vicia angustifolia</i>	畑/梅林/植栽地	4月		
	ヤブマメ <i>Amphicarpea bracteata</i> subsp. <i>edgeworthii</i> var. <i>japonica</i>	落葉広葉樹林 (A)、用水沿い	9月		
	ヤハズソウ <i>Lespedeza striata</i>	疎林	8月		×
	スズメノエンドウ <i>Vicia angustifolia</i> var. <i>segetalis</i>	梅林	4月		
	ネコハギ <i>Lespedeza pilosa</i>	松林、植栽地	8月		
カタバミ科 Oxalidaceae	カタバミ <i>Oxalis corniculata</i>	林内各所	5月		
	ムラサキカタバミ <i>Oxalis corymbosa</i>	林内各所	5月		
フウロソウ科 Geraniaceae	ゲンノショウコ <i>Geranium nepalense</i> subsp. <i>thunbergii</i>	畑/梅林/植栽地	7月		
	アメリカフウロ <i>Geranium carolinianum</i>	畑/梅林/植栽地	6月		
トウダイグサ科 Euphorbiaceae	エノキグサ <i>Acalypha australis</i>	池周辺	9~10月		
	コニシキソウ <i>Euphorbia maculata</i>	畑地	7月		
	コミカンソウ <i>Phyllanthus urinaria</i>	畑地	8月		
ブドウ科 Vitaceae	ノブドウ <i>Ampelopsis brevipedunculata</i> var. <i>heterophylla</i>	林内各所	7月		
	ヤブカラシ <i>Cayratia japonica</i>	林内各所	8月		
スミレ科 Violaceae	スミレ <i>Viola mandshurica</i>	疎林、落葉広葉樹林 (A)	4月		
	タチツボスミレ <i>Viola grypoceras</i>	林内各所	4月		
	ツボスミレ(ニョイスミレ) <i>Viola verecunda</i>	疎林、針葉樹林他	4月		

科	種類	所在	開花記録	稀少性	確認
スミレ科 Violaceae	マルバスミレ <i>Viola keiskei</i> var. <i>glabra</i>	疎林, 梅林, 落葉広葉樹林 (A)	4月		
	アオイスミレ <i>Viola honndoensis</i>	疎林, 梅林, 落葉広葉樹林 (A)	3月		
	ヒメスミレ <i>Viola confuse</i> subsp. <i>nagasakiensis</i>	疎林, 梅林, 墓所	4月		
	コスミレ <i>Viola japonica</i>	疎林, 落葉広葉樹林 (A)	4月		
スミレ科 Violaceae	ノジスミレ <i>Viola yedoensis</i>	疎林, 落葉広葉樹林 (A)	4月		
オトギリソウ科 Guttiferae	オトギリソウ <i>Hypericum erectum</i>	落葉広葉樹林 (D)、高圧線下	4月		
ウリ科 Cucurbitaceae	カラスウリ <i>Trichosanthes cucumeroides</i>	落葉広葉樹林 (D)	8月		
	キカラスウリ <i>Triconfusanthes</i> <i>kirilowii</i> var. <i>japonica</i>	林縁各所	8月		
	アマチャズル <i>Gynostemma pentaphylla</i>	落葉広葉樹林 (D)	8月		
ウコギ科 Araliaceae	ウド <i>Aralia cordata</i>	落葉広葉樹林 (A)	9月		
セリ科 Umbelliferae	ツボクサ <i>Centella asiatica</i>	針葉樹林	7月		
	ノダケ <i>Angelica decursiva</i>	林内各所	8月下旬		
	チドメグサ <i>Hydrocotyle sibthorpiodes</i>	林内各所	6月		
	ノチドメ <i>Hydrocotyle maritima</i>	林内各所	7月		
	オオチドメ <i>Hydrocotyle ramiflora</i>	疎林	6月		×
	セントウソウ <i>Chamaele decumbens</i>	梅林	4月		
	ヤブジラミ <i>Torilis japonica</i>	梅林	6月		
	ヤブニンジン <i>Osmorhiza aristata</i>	竹林	5月		
アカバナ科 Onagraceae	ヒルザキツキミソウ <i>Oenothera speciosa</i>	畑地、池周辺	8月		
	メマツヨイグサ <i>Oenothera biennis</i>	梅林際駐車場	7月		
	ミズタマソウ <i>Circaea mollis</i>	落葉広葉樹林 (A)	9月		
イチヤクソウ科 Pyrolaceae	イチヤクソウ <i>Pyrola japonica</i>	落葉広葉樹林 (B)	6月下旬		
サクラソウ科 Primulaceae	オカトラノオ <i>Lysimachia clethroides</i>	落葉広葉樹林 (A), 疎林	7月		
	コナスビ <i>Lysimachia japonica</i>	疎林	5月		
ムラサキ科 Boraginaceae	キュウリグサ <i>Trigonotis peduncularis</i>	梅林他	4月		
ガガイモ科 Asclepiadaceae	コバノカモメヅル <i>Cynanchum sublancoelatum</i>	松林	7月		
リンドウ科 Gentianaceae	フデリンドウ <i>Gentiana zollingeri</i>	落葉広葉樹林 (A), (B)	4月上旬		
	リンドウ <i>Gentiana scabra</i> var. <i>buergeri</i>	落葉広葉樹林 (A), (B)	9月		

科	種類	所在	開花記録	稀少性	確認
ウチクトウ科 Apocynaceae	ツルニチニチソウ <i>Vinca major</i>	落葉広葉樹林			×
アカネ科 Rubiaceae	ヘクソカズラ (ヤイトバナ) <i>Paederia scandens</i> var. <i>mairei</i>	落葉広葉樹林 (D), 疎林	7~8月		
	ヨツバムグラ <i>Galium trachyspermum</i>	落葉広葉樹林 (C)	5~6月		
ハマウツボ科 Orobanchaceae	ヤセウツボ <i>Orbanche minor</i>	梅林裏	6月		
ヒルガオ科 Convolvulaceae	ヒルガオ <i>Calystegia japonica</i>	落葉広葉樹林 (D)	6月下旬		
	コヒルガオ <i>Calystegia hederacea</i>	落葉広葉樹林 (D)	6月下旬		
シソ科 Labiatae	ジュウニヒトエ <i>Ajuga nipponensis</i>	疎林他	4月下旬		
	アキノタムラソウ <i>Salvia japonica</i>	落葉広葉樹林 (A)	7月		
	キラソウ <i>Ajuga decumbens</i>	畑/梅林/植栽地	4月		
	モモイロキラソウ <i>Ajuga decumbens</i> f. <i>purpurina</i>	畑/梅林/植栽地	4月		
	ジュウニキラソウ <i>Ajuga x mixta</i>	梅林	4月		
	トウバナ <i>Clinopodium gracile</i>	落葉広葉樹林 (A)	6~7月		
	カキドオシ <i>Glechoma hederacea</i> subsp. <i>grandis</i>	畑/梅林/植栽地	4月下旬		
	ヒメオドリコソウ <i>Lamium purpureum</i>	畑/梅林/植栽地	4月		
	ホトケノザ <i>Lamium amplexicaule</i>	畑/梅林/植栽地	4月		
	ニガクサ <i>Teucrium americanum</i>	針葉樹林	8月		
ナス科 Solanaceae	ホオズキ <i>Physalis alkekengi</i> var. <i>franchetii</i>	池周辺	7月		
	イヌホオズキ <i>Solanum nigrum</i>	梅林沿い	8月		
	ワルナスビ <i>Solanum carolinense</i>	落葉広葉樹林, 畑/梅林/植栽地	6月		
	ヒヨドリジョウゴ <i>Solanum lyratum</i>	落葉広葉樹林 (D)	8月		
	アメリカイヌホウズキ <i>Solanum nigrum</i>	落葉広葉樹林通路沿い	7月下旬		
ゴマノハグサ科 Scrophulariaceae	クチナシグサ <i>Monochasma sheareri</i>	落葉広葉樹林 (A)	4月	EN	
	オオイヌノフグリ <i>Verncia persica</i>	畑/梅林/植栽地	3月		
	タチイヌノフグリ <i>Veronica arvensis</i>	畑/梅林/植栽地他	4月		
	ムラサキサギゴケ <i>Mazus miquelii</i>	疎林, 畑/梅林/植栽地	4月下旬		
	トキワハゼ <i>Mazus pumilus</i>	疎林	4月		
	ウリクサ <i>Vandellia crustacea</i>	畑地	7月下旬		
キツネノマゴ科 Acanthaceae	キツネノマゴ <i>Justicia procumbens</i>	疎林	8月		

科	種類	所在	開花記録	稀少性	確認
キツネノマゴ科 Acanthaceae	ハグロソウ <i>Dicliptera japonica</i> var. <i>subrotunda</i>	池周辺	8月	NT	
ハエドクソウ科 Phrymaceae	ハエドクソウ <i>Phryma leptostachya</i> var. <i>asiatica</i>	林内各所	7月		
オオバコ科 Plantaginaceae	オオバコ <i>Plantago asiatica</i>	疎林	6月		
	ヘラオオバコ <i>Plantago lanceolata</i>	疎林	7月		
オミナエシ科 Valerianaceae	オトコエシ <i>Patrinia villosa</i>	落葉広葉樹林 (A)	10月		
キキョウ科 Campanulaceae	ホタルブクロ <i>Campanula punctata</i>	疎林	6月下旬		
	ツリガネニンジン <i>Adenophora triphylla</i> var. <i>japonica</i>	落葉広葉樹林 (A)	9月		
	キキョウソウ <i>Specularia perfoliata</i>	梅林	5月下旬		
キク科 Compositae	ガンクビソウ <i>Carpesium divaricatum</i>	落葉広葉樹林 (A)	7月		
	サジガンクビソウ <i>Carpesium glossphyllum</i>	落葉広葉樹林 (B)	8月		
	シラヤマギク <i>Aster scaber</i>	林内各所	9月		
	アキノキリンソウ <i>Solidago virgaurea</i> subsp. <i>asiatica</i>	落葉広葉樹林 (A)	9月下旬		
	タイアザミ (トネアザミ) <i>Cirsium nipponicum</i> var. <i>incomptum</i>	落葉広葉樹林 (A)	9月		
	ノハラアザミ <i>Cirsium tanakae</i>	落葉広葉樹林 (A), (B), 疎林	9月		
	ヨモギ <i>Artemisia princeps</i>	畑/梅林/植栽地	9月		
	ニガナ <i>Ixeris dentata</i>	落葉広葉樹林 (A), 疎林	5月		
	ハナニガナ <i>Ixeris dentata</i> var. <i>albiflora</i>	疎林	5月		
	ジシバリ (イワニガナ) <i>Ixeris stolonifera</i>	疎林	5月		
	オオジシバリ <i>Ixeris debilis</i>	疎林	5月		
	ハキダメギク <i>Galinsoga ciliata</i>	池周辺	8月		
	オオブタクサ (クワモドキ) <i>Ambrosia trifida</i>	落葉広葉樹林 (D)	8月		
	チチコグサ <i>Gnaphalium japonicum</i>	松平家墓所	8月		
	ヤブタバコ <i>Lapsana humilis</i>	針葉樹林	4月下旬		
	ダンドボロギク <i>Erechtites hieracifolia</i>	落葉広葉樹林他	9月		
	ベニバナボロギク <i>Crassocephalum crepidioides</i>	落葉広葉樹林他	9月		
	ハルジオン <i>Erigeron philadelphicus</i>	畑/梅林/植栽地	4月		
	ヒメジョオン <i>Stenactis annuus</i>	畑/梅林/植栽地	5月下旬		
	オオアレチノギク <i>Conyza sumatrensis</i>	落葉広葉樹林他	8月		

科	種類	所在	開花記録	稀少性	確認
	ブタナ <i>Hypochoeris radicata</i>	疎林	6月		
	ノボロギク <i>Senecio vulgaris</i>	落葉広葉樹林他	4月～		
	オニタビラコ <i>Youngia japonica</i>	林内各所	5月		
	コオニタビラコ <i>Lapsana apogonoides</i>	林内各所	5月		
キク科 Compositae	ノゲシ (ハルノノゲシ) <i>Sonchus oleraceus</i>	梅林	5月		
	ハハコグサ <i>Gnaphalium affine</i>	疎林	4月下旬		
	キツネアザミ <i>Hemistepta lyrata</i>	畑／梅林／植栽地, 池周辺	5月		×
	カントウタンポポ <i>Taraxacum platycarpum</i>	林内各所	4月～		
	セイヨウタンポポ <i>Taraxacum officinale</i>	林内各所	4月		
	ヤブレガサ <i>Syneilesis palmata</i>	落葉広葉樹林 (A)	7月		
	オケラ <i>Atractylodes japonica</i>	落葉広葉樹林 (A)	5月下旬		
	ユウガギク <i>Kalimeris pinnatifida</i>	落葉広葉樹林	10月		
	イヌコウジュ <i>Mosla punctulata</i>	落葉広葉樹林	9月		
	タチチコグサ <i>Gnaphalium calviceps</i>	松平家墓地	5月		
	チチコグサモドキ <i>Gnaphalium pensylvanicum</i>	松平家墓地	5月		
	チチコグサ <i>Gnaphalium japonicum</i>	松平家墓地	5月		
	フキ <i>Petasites japonicas</i>	畑地	3月		
	オヤマボクチ <i>Synurus pungens</i>	落葉広葉樹林 (A)	11月		
	アメリカセンダングサ <i>Bidens frondosa</i>	塔所裏	10月		
	トキンソウ <i>Centipeda minima</i>	畑地	8月		×
	アキノノゲシ <i>Lactuca indica</i>	梅林	9月		
アオイ科 Malvaceae	イチビ <i>Abutilon theophrasti</i>	梅林	7月		

2. 単子葉綱

科	種類	所在	開花記録他	稀少性	確認
ユリ科 Liliaceae	チゴユリ <i>Disporum smilacinum</i>	落葉広葉樹林 (B)	4月		
	ホウチャクソウ <i>Disporum sessile</i>	林内各所	4月下旬		
	ヤブラン <i>Liriope platyphylla</i>	林内各所	8月		

科	種類	所在	開花記録	稀少性	確認
ユリ科 Liliaceae	ヒメヤブラン <i>Liriope minor</i>	落葉広葉樹林 (C), 竹林	7月下旬		
	ジャノヒゲ (リュウノヒゲ) <i>Ophiopogon japonicus</i>	林内各所	7月下旬		
	トウギボウシ (オオバギボウシ) <i>Hosta sieboldiana</i>	落葉広葉樹林 (A)	6月		
	コバギボウシ <i>Hosta albo-marginata</i>	落葉広葉樹林 (A)	5月		
	ヤマユリ <i>Lilium auratum</i>	落葉広葉樹林 (A), (B)	7月		
	ワニグチソウ <i>Polygonatum involucreatum</i>	落葉広葉樹林 (A)	6月下旬	EN	
	ツルボ <i>Scilla scilloides</i>	疎林	7月		
	オモト <i>Rohdea japonica</i>	落葉広葉樹林 (C)	5月		
	ヤブカンゾウ (ワスレナグサ) <i>Hemerocallis fulva</i> f. <i>kwanso</i>	落葉広葉樹林 (E)	7月		
	ノカンゾウ <i>Hemerocallis fulva</i> var. <i>longituba</i>	落葉広葉樹林 (E)	7月		
	シオデ <i>Smilax riparia</i> var. <i>ussuriensis</i>	落葉広葉樹林 (E)	7月		
	ニラ <i>Allium tuberosum</i>	畑/梅林/植栽地	8月		
	ノビル <i>Allium grayai</i>	畑/梅林/植栽地, 針葉樹林	5月		
	ヤマジノホトトギス <i>Tricyrtis affinis</i>	落葉広葉樹林 (A), (B), (C)	9月		
	ナルコユリ <i>Polygonatum falcatum</i>	落葉広葉樹林 (A), (B)	5月下旬		
	オオバジャノヒゲ <i>Ophiopogon planiscapus</i>	落葉広葉樹林 (B)	7月		
ヒガンバナ科 Amaryllidaceae	ヒガンバナ <i>Lycoris radiata</i>	増田氏墓周辺	9月		
ヤマノイモ科 Dioscoreaceae	タチドコロ <i>Dioscorea gracillima</i>	落葉広葉樹林 (E)	7月		
	オニドコロ <i>Dioscorea tokoro</i>	落葉広葉樹林 (A), (B), (E)	7~8月		
アヤメ科 Iridaceae	シャガ <i>Iris japonica</i>	落葉広葉樹林 (B)	5月		
	ニワゼキショウ <i>Sisyrinchium atlanticum</i>	疎林	5月		
イグサ科 Juncaceae	スズメノヤリ <i>Luzula capitata</i>	疎林	4月		
	クサイ <i>Juncus tenuis</i>	疎林	6~9月		
ツククサ科 Commelinaceae	ヤブミョウガ <i>Pollia japonica</i>	針葉樹林他	8月		
	ツククサ <i>Commelina communis</i>	林内各所	6月		
イネ科 Poaceae	チジミザサ <i>Oplismenus undulatifolius</i>	林内各所	9月		
	スズメノカタビラ <i>Poa annua</i>	疎林, 畑/梅林/植栽地	4月		
	ススキ <i>Miscanthus sinensis</i>	疎林, 畑/梅林/植栽地	9月		

科	種類	所在	開花記録	稀少性	確認
	スズメノテッポウ <i>Alopecurus aequalis</i>	疎林, 畑/梅林/植栽地	4月下旬		
	アブラススキ <i>Eccoilopus cotulifer</i>	疎林	10月		×
	チカラシバ <i>Pennisetum alopecuroides</i>	疎林, 畑/梅林/植栽地	9月下旬		
	エノコログサ <i>Setaria viridis</i>	畑/梅林/植栽地	7月下旬		
イネ科 Poaceae	ヨシ (アシ) <i>Phragmites communis</i>	池	8月		×
	オギ <i>Miscanthus sacchariflorus</i>	その他	10月		
	コスカグサ <i>Agrostis alba</i>	疎林	6月		
	チガヤ <i>Imperata cylindrica</i>	梅林	5月		
	オヒシバ <i>Eleusine indica</i>	畑/梅林/植栽地	8月		
	メヒシバ <i>Digitaria cilians</i>	畑/梅林/植栽地	8月		
	ニワホコリ <i>Eragrostis multicaulis</i>	疎林	8月		
	アオカモジクサ <i>Agropyron cilare var. minus</i>	畑/梅林/植栽地	6月		
	イヌビエ <i>Echinochola crus-</i> <i>galli var. crus-galli</i>	梅林	8月		
	ノガリヤス <i>Calamagrostis</i> <i>arundinacea var. brachytricha</i>	落葉広葉樹林 (D)	9月		
	ヌカキビ <i>Panicum bisulcatum</i>	落葉広葉樹林 (B),	9月		
サトイモ科 Araceae	カラスビシャク <i>Pinellia ternata</i>	畑/梅林/植栽地	5月		
	コウライテンアンショウ <i>Arisaema peninsulae</i>	竹林	6月		
ガマ科 Typhaceae	ガマ <i>Typha latifolia</i>	池	8月 (花穂)		×
カヤツリグサ科 Cyperaceae	ヤワラスゲ <i>Carex transversa</i>	落葉広葉樹林 (A), (B), 疎林	4~6月		
	ヒメカンスゲ <i>Carex conica</i>	落葉広葉樹林 (A), 疎林	4~6月		
	ヒカゲスゲ <i>Carex lanceolata</i>	落葉広葉樹林 (B), (C)	4~6月		
	ヤブスゲ <i>Carex rochebrunii</i>	針葉樹林	5月		
	エナシヒコグサ <i>Carex aphanolepis</i>	畑/梅林/植栽地	6月		
	クサスゲ <i>Carex rugata</i>	落葉広葉樹林 (A)	5月		
	モエギスゲ <i>Carex tristachya</i>	落葉広葉樹林 (B)	4月		
	トダスゲ <i>Carex aequalta</i>	落葉広葉樹林 (A)	5月		
	カヤツリグサ <i>Cyperus microiria</i>	梅林	8月		
ラン科 Orchidaceae	キンラン <i>Cephalanthera falcata</i>	林内各所	4月下旬~ 5月上旬	EN	

科	種類	所在	開花記録	稀少性	確認
ラン科 Orchidaceae	ギンラン <i>Cephalanthera erecta</i>	落葉広葉樹林 (A), 疎林	4月下旬～ 5月上旬	EN	
	シュンラン <i>Cymbidium goeringii</i>	落葉広葉樹林 (C)	4月	VU	
	マヤラン <i>Cymbidium nipponicum</i>	落葉広葉樹林 (A), (B)	7月	EN	
	ネジバナ <i>Spiranthes sinensis</i> var. <i>amoena</i>	疎林, 畑/梅林/植栽地	7月		
ラン科 Orchidaceae	サイハイラン <i>Cremastra appendiculata</i>	落葉広葉樹林 (B), (C)	5月中旬	VU	
	ササバギンラン <i>Cephalanthera longibracteata</i>	落葉広葉樹林 (A), (D)	4月	NT	
	オオバノトンボソウ <i>Platanthera minor</i>	落葉広葉樹林 (A)	7月	VU	
	エビネ <i>Calanthe discolor</i>	竹林	5月	EN	
	ユウシュンラン <i>Cephalanthera subaphylla</i>	落葉広葉樹林 (B), 落葉広 葉樹林 (C)	6月	CR	
	タシロラン <i>Epipogium roseum</i>	落葉広葉樹林 (C)	7月	CR	
	アキザキヤツシロラン <i>Gastrodia confusa</i>	竹林	10月	EN	

平林寺木本植物目録

木本目録について

- (1) この目録は、2001年に実施した調査に、2013年までの調査結果を反映した目録である。
- (2) 植栽区分の注記は次のとおりである。
 庭園樹木：庭園樹木として庭園区域にのみ植栽されている種類
 植栽種：もともと寺域内に自生はなかったが、近年、庭園区域外に明らかに人為的に植栽または植林されたと認められる種類
- (3) 学名については、菱山忠三郎監修 林弥栄編「山溪カラー名鑑 日本の樹木」山と溪谷社（1985）によった。

1. 裸子植物

科	種類	植栽区分	備考
イチョウ科 Ginkgoaceae	イチョウ <i>Ginkgo biloba</i>	植栽種	
イチイ科 Taxaceae	イチイ <i>Taxus cuspidata</i>	庭園樹木	
	キャラボク <i>Taxus cuspidata</i> var. <i>nana</i>	庭園樹木	
	カヤ <i>Torreya nucifera</i>	植栽種	
マキ科 Podocarpaceae	イヌマキ <i>Podocarpus macrophyllus</i>	植栽種	
イヌガヤ科 Cephalotaxaceae	イヌガヤ <i>Cephalotaxus harringtonia</i>	植栽種	
マツ科 Pinaceae	モミ <i>Abies firma</i>	準一般種	
	ヒマラヤスギ <i>Cedrus deodara</i>	植栽種	
	アカマツ <i>Pinus densiflora</i>		
	クロマツ <i>Pinus thunbergii</i>	植栽種	
スギ科 Taxodiaceae	コウヤマキ <i>Sciadopitys verticillata</i>	植栽種	
	スギ <i>Cryptomeria japonica</i>	植栽種	
	メタセコイア <i>Metasequoia glyptostroboides</i>	植栽種	
ヒノキ科 Cupressaceae	ヒノキ <i>Chamaecyparis obtusa</i>	植栽種	
	サワラ <i>Chamaecyparis pisifera</i>	植栽種	
	コノテガシワ <i>Biota orientalis</i>	庭園樹木	

2. 被子植物

(1) 単子葉綱

科	種類	植栽区分・所在	備考
イネ科 Gramineae	モウソウチク <i>Phyllostachys pubescens</i>		

科	種 類	植栽区分・所在	備 考
イネ科 Gramineae	マダケ <i>Phyllostachys bambusoides</i>		野火止用水沿い他
	アズマネザサ <i>Pleioblastus chino</i> var. <i>chino</i>		
	オカメザサ <i>Shibataea kumasaca</i>	植栽種	
	クマザサ <i>Sasa veitchii</i> var. <i>veitchii</i>		
ユリ科 Liliaceae	サルトリイバラ <i>Smilax china</i>		
ヤシ科 Palmae	シュロ <i>Trachycarpus fortunei</i>	準植栽種	

(2) 双子葉綱

科	種 類	植栽区分・所在	備 考
ヤナギ科 Salicaceae	コゴメヤナギ <i>Salix serissaefolia</i>	植栽種	
クルミ科 Juglandaceae	オニグルミ <i>Juglans mandshurica</i> var. <i>sieboldiana</i>		
カバノキ科 Betulaceae	イヌシデ <i>Carpinus tschonoskii</i>		
	アカシデ <i>Carpinus laxiflora</i>		
	クマシデ <i>Carpinus japonica</i>		
	ハンノキ <i>Alnus japonica</i>		
	ヤマハンノキ <i>Alnus hirsuta</i>		
ブナ科 Fagaceae	クリ <i>Castanea crenata</i>		
	コナラ <i>Quercus serrata</i>		
	クヌギ <i>Quercus acutissima</i>		
	シラカシ <i>Quercus myrsinaefolia</i>		
	ナラガシワ <i>Quercus aliena</i>	庭園樹木	
	マテバシイ <i>Pasania edulis</i>	植栽種	
	スダジイ <i>Castanopsis cuspidata</i> var. <i>sieboldii</i>	植栽種	
ニレ科 Ulmaceae	ムクノキ <i>Aphananthe aspera</i>		
	ケヤキ <i>Zelkova serrata</i>		
	エノキ <i>Celtis sinensis</i> var. <i>japonica</i>	準植栽種	
クワ科 Moraceae	ヤマグワ <i>Morus bombycis</i>		
	コウゾ <i>Broussonetia kazinoki</i>		
センリョウ科 Chloranthaceae	センリョウ <i>Chloranthus glaber</i>		

科	種 類	植栽区分・所在	備 考
ヤドリギ科 Loranthaceae	ヤドリギ <i>Viscum album</i> var. <i>coloratum</i>		本堂北端サクラに寄生
カツラ科 Cercidiphyllaceae	カツラ <i>Cercidiphyllum japonicum</i>	植栽種	
アケビ科 Lardizabalaceae	アケビ <i>Akebia quinata</i>		
	ゴヨウアケビ <i>Akebia x pentaphylla</i>		
	ミツバアケビ <i>Akebia trifoliata</i>		
メギ科 Berberidaceae	ヒイラギナンテン <i>Mahonia japonica</i>	庭園樹木	
	ナンテン <i>Nandina domestica</i>	準植栽種	
モクレン科 Magnoliaceae	モクレン <i>Magnolia liliflora</i>	植栽種	
	コブシ <i>Magnolia kobus</i>		
	サネカズラ <i>Kadsura japonica</i>		
	ホオノキ <i>Magnolia obovata</i>		
	シキミ <i>Illicium religiosum</i>	植栽種	
クスノキ科 Lauraceae	クスノキ <i>Cinnamomum camphora</i>	植栽種	
	タブノキ <i>Machilus thunbergii</i>	植栽種	
	ヤマコウバシ <i>Lindera glauca</i>		
ユキノシタ科 Saxifragaceae	ウツギ <i>Deutzia crenata</i>		野火止用水沿い
	アジサイ <i>Hydrangea macrophylla</i> f. <i>macrophylla</i>	植栽種	
	ガクアジサイ <i>Hydrangea macrophylla</i> f. <i>normalis</i>	植栽種	
	タマアジサイ <i>Hydrangea involucrata</i>		野火止用水沿い他
マンサク科 Hamamelidaceae	マンサク <i>Hamamelis japonica</i>	庭園樹木	
バラ科 Rosaceae	カナメモチ <i>Photinia glabra</i>	植栽種	
	カマツカ <i>Pourthiaea villosa</i> var. <i>laevis</i>		
	クサボケ <i>Chaenomeles japonica</i>		
	ヤマブキ <i>Kerria japonica</i>		
	モミジイチゴ <i>Rubus palmatus</i> var. <i>coptophyllus</i>		
	ニガイイチゴ <i>Rubus microphyllus</i>		
	ナワシロイチゴ <i>Rubus parvifolius</i>		
	クサイイチゴ <i>Rubus hirsutus</i>		

科	種類	植栽区分・所在	備考
バラ科 Rosaceae	ノイバラ <i>Rosa multiflora</i>		
	ウメ <i>Prunus mume</i>	植栽種	
	ユスラウメ <i>Prunus tomentosa</i>	植栽種	
	ヤマザクラ <i>Prunus jamasakura</i>		
	エドヒガン <i>Prunus spachiana</i>	植栽種	
	ソメイヨシノ <i>Prunus x yedoensis</i> cv. <i>yedoensis</i>	植栽種	
	カンヒザクラ <i>Prunus camapanulata</i>	植栽種	
	イヌザクラ <i>Prunus buergeriana</i>		
	ウワミズザクラ <i>Prunus grayana</i>		
	モモ <i>Prunus persica</i>	植栽種	
	カリン <i>Chaenomeles sinensis</i>	植栽種	
マメ科 Leguminosae	ネムノキ <i>Albizia julibrissin</i>		
	ハナズオウ <i>Cercis chinensis</i>	植栽種	
	フジ <i>Wisteria floribunda</i>	庭園樹木	
	ヤマフジ <i>Wisteria brachybotrys</i>		
	ミヤギノハギ <i>Lespedeza thunbergii</i>	庭園樹木	
	エンジュ <i>Sophora japonica</i>	植栽種	
ミカン科 Rutaceae	サンショウ <i>Zanthoxylum piperitum</i>		
ニガキ科 Simaroubaceae	ニガキ <i>Picrasma quassioides</i>		
トウダイグサ科 Euphorbiaceae	ユズリハ <i>Daphniphyllum macropodum</i>		
	アカメガシワ <i>Mallotus japonicus</i>		
ウルシ科 Anacardiaceae	ヌルデ <i>Rhus javanica</i>		
モチノキ科 Aquifoliaceae	モチノキ <i>Ilex integra</i>	植栽種	
	タラヨウ <i>Ilex latifolia</i>	庭園樹木	
	クロガネモチ <i>Ilex rotunda</i>	植栽種	
	イヌツゲ <i>Ilex crenata</i>		
ニシキギ科 Celastraceae	マユミ <i>Euonymus sieboldianus</i>		野火止用水浴い
	コマユミ <i>Euonymus alatus</i> f. <i>ciliatodentatus</i>		野火止用水浴い

科	種 類	植栽区分・所在	備 考
ニシキギ科 Celastraceae	マサキ <i>Euonymus japonicus</i>	植栽種	
	ツルウメモドキ <i>Celastrus orbiculatus</i>		野火止用水沿い
ミツバウツギ科 Staphyleaceae	ゴンズイ <i>Euscaphis japonica</i>		
カエデ科 Aceraceae	イロハモミジ <i>Acer palmatum</i>	準植栽種	
トチノキ科 Hippocastanaceae	トチノキ <i>Aesculus turbinata</i>		
ムクロジ科 Sapindaceae	ムクロジ <i>Sapindus mukurossi</i>		
ブドウ科 Vitaceae	エビズル <i>Vitis ficifolia</i>		野火止用水沿い
	ツタ <i>Parthenocissus tricuspidata</i>		
	ノブドウ <i>Ampelopsis brevipedunculata</i>		
シナノキ科 Tiliaceae	ボダイジュ <i>Tilia miqueliana</i>		
アオイ科 Malvaceae	ムクゲ <i>Hibiscus syriacus</i>	植栽種	
アオギリ科 Sterculiaceae	アオギリ <i>Firmiana simplex</i>	準植栽種	
ツバキ科 Theaceae	チャ <i>Camellia sinensis</i>	準植栽種	
	サザンカ <i>Camellia sasanqua</i>	植栽種	
	ナツツバキ <i>Stewartia pseudo-camellia</i>	植栽種	
	ヤブツバキ <i>Camellia japonica</i>		
	サカキ <i>Cleyera japonica</i>		
	ヒサカキ <i>Eurya japonica</i>		
グミ科 Elaeagnaceae	ナツグミ <i>Elaeagnus multiflora</i> f. <i>orbiculata</i>		
ミソハギ科 Lythraceae	サルスベリ <i>Lagerstroemia indica</i>	植栽種	
ザクロ科 Punicaceae	ザクロ <i>Punica granatum</i>	植栽種	
ウコギ科 Araliaceae	ヤツデ <i>Fatsia japonica</i>	準植栽種	
	ヤマウコギ <i>Acanthopanax spinosus</i>		野火止用水沿い
	キツタ <i>Hedera rhombea</i>		
	カクレミノ <i>Dendropanax trifidus</i>		
	タラノキ <i>Aralia elata</i>		
ミズキ科 Cornaceae	ミズキ <i>Cornus controversa</i>		
	サンゴミズキ <i>Cornus alba</i> var. <i>sibirica</i>		

科	種類	植栽区分・所在	備考
ミズキ科 Cornaceae	アオキ <i>Aucuba japonica</i>		
	ヤマボウシ <i>Cornus kousa</i>	植栽種	
ツツジ科 Ericaceae	ヤマツツジ <i>Rhododendron kaempferi</i>	植栽種	
	ドウダンツツジ <i>Enkianthus perulatus</i>	植栽種	
	アセビ <i>Pieris japonica</i>	植栽種	
	カルミア <i>Kalmia latifolia</i>	庭園樹木	
リョウブ科 Clethraceae	リョウブ <i>Clethra barbinervis</i>		
ヤブコウジ科 Myrsinaceae	ヤブコウジ <i>Ardisia japonica</i>		
	マンリョウ <i>Ardisia crenata</i>		
カキノキ科 Ebenaceae	ヤマガキ <i>Diospyros kaki</i> var. <i>sylvestris</i>	準植栽種	
ハイノキ科 Symplocaceae	サワフタギ <i>Symplocos chinensis</i> var. <i>leucocarpa</i> f. <i>pilosa</i>		
エゴノキ科 Styracaceae	エゴノキ <i>Styrax japonica</i>		
モクセイ科 Oleaceae	イボタノキ <i>Ligustrum obtusifolium</i>		
	ネズミモチ <i>Ligustrum japonicum</i>		
	トウネズミモチ <i>Ligustrum lucidum</i>	準植栽種	
	キンモクセイ <i>Osmanthus fragrans</i> var. <i>aurantiacus</i>	植栽種	
	ヒイラギモクセイ <i>Osmanthus x fortunei</i>	植栽種	
	ヒイラギ <i>Osmanthus heterophyllus</i>	植栽種	
キョウチクトウ科 Apocynaceae	キョウチクトウ <i>Nerium indicum</i>	植栽種	
	テイカカズラ <i>Trachelospermum asiaticum</i>		
クマツヅラ科 Verbenaceae	ムラサキシキブ <i>Callicarpa japonica</i>		
	クサギ <i>Clerodendron trichotomum</i>		
ナス科 Solanaceae	クコ <i>Lycium chinese</i>		
	フユサンゴ <i>Solanum pseudo-capsicum</i>		
ノウゼンカズラ科 Bignoniaceae	キリ <i>Paulownia tomentosa</i>	植栽種	
スイカズラ科 Caprifoliaceae	スイカズラ <i>Lonicera japonica</i>		
	ニワトコ <i>Sambucus sieboldiana</i>		
	ガマズミ <i>Viburnum dilatatum</i>		

科	種 類	植栽区分・所在	備 考
スイカズラ科 Caprifoliaceae	コバノガマズミ <i>Viburnum erosum</i>		
スイカズラ科 Caprifoliaceae	サンゴジュ <i>Viburnum awabuki</i>	庭園樹木	
	ウグイスカグラ <i>Lonicera gracilipes</i> var. <i>glabra</i>		
キク科 Compositae	コウヤボウキ <i>Pertya scandens</i>		

平林寺鳥類出現記録(1967-1978)

No	種類	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	摘要
1	カイツブリ													
2	カンムリカイツブリ													
3	カワ													1)
4	ゴイサギ													2), 3)
5	ササゴイ													4), 5)
6	アマガシラサギ													6)
7	チュウサギ													7)
8	コサギ													
9	アオサギ													
10	カルガモ													
11	コガモ													
12	オンドリ													
13	マガモ													
14	トモエガモ													8)
15	オナガガモ													
16	ホシハシロ													
17	トビ													9)
18	ハヤカ													
19	ツミ													
20	オオタカ													10)
21	ノスリ													
22	サシハ													
23	チウゲンボウ													11)
24	コジュケイ													
25	キジ													
26	イソギ													12)
27	ヤマシギ													
28	シロハト													
29	キジハト													
30	アオハト													
31	カモ													
32	ツツトリ													
33	ホトキス													15)
34	アオハスク													
35	フクロウ													
36	アマガモ													
37	ヒドリマツハメ													17)
38	カササギ													18)
39	コガモ													
40	アマガモ													
41	アマガモ													
42	ヒバリ													
43	ツバメ													
44	アマガモ													21)
45	キセキレイ													
46	ハクセキレイ													
47	セグロセキレイ													
48	ヒメズイ													
49	サシヤクイ													

No	種類	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	摘要
50	ヒトリ	+												
51	チゴモズ													
52	モズ	+												
53	アカモズ													20)
54	キレンジャク													
55	ヒレンジャク													21)
56	ミササギ													+
57	カヤカカリ													22)
58	ルビビタキ													
59	シロビタキ													
60	トビ													
61	マミヤジナイ													
62	クロツグミ													23)
63	アホハ													
64	シロハラ													
65	ツグミ													
66	ウグイス													
67	ホソムシクイ													
68	エゾムシクイ													
69	センダイムシクイ													
70	キクイタタキ													
71	セッカ													24)
72	キビタキ													
73	オオルリ													25)
74	エゾビタキ													26)
75	コサメビタキ													
76	ホソコウチヨウ													
77	エナガ													
78	コガモ													
79	ヒカラ													
80	ヤマカモ													
81	シジュウカラ													
82	スズロ													
83	ホオシロ													
84	カシラガ													
85	シマホシシロ													27)
86	アオジ													
87	クロジ													
88	アトリ													28)
89	カワビ													
90	セビ													
91	イカル													
92	ウ													
93	シメ													
94	スズメ													
95	メドリ													
96	カス													
97	オナガ													
98	カズ													

1) 1975XII/10:3(倉本)
 2) 1977VII/5:1(倉本)
 3) 1978VI/21:1(山口)
 4) 1974VI/16:1(山口)
 5) 1971IX/16:1(山口)
 6) 1966V/1:1(福田)
 7) 1967XII/3:2(福田)
 8) 1977III/21:2(山口)
 9) 1967XI/11:1(福田)
 10) 1974X/5:2(福田)
 11) 1968XI/10:1(福田)
 12) 1974IX/21:2(山口)
 13) 1969II/11:1(福田)
 14) 1971III/26:1(山口)
 15) 1977V/19:1(山口)
 16) 1967X/29:1(福田)
 17) 1969VI/8:1(福田)
 18) 1974VII/26:1(山口)
 19) 1977VII/16:2(山口)
 20) 1974VII/26:1(山口)
 21) 1978III/8:1(山口)
 22) 1972II/22:1(萩野)
 23) 1974V/14:1(山口)
 24) 1977V/19:1(山口)
 25) 1969X/5:2(山口)
 26) 1967X/23:1(山口)
 27) 1976IV/1:3(山口)
 28) 1967X/23:4(山口)
 福田知明, 平林寺の鳥類目録「平林寺の自然と文化」(1978)所収

平林寺鳥類出現記録(1979-1988)

No	種類	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	概要	No	種類	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	概要
1	カイヅツリ	+												1984III/26	51	ヒトリ	+												
2	カンムリカイツブリ														52	チゴモズ'												1980III/23	
3	カワ														53	モズ	+												
4	コイナギ'														54	アカモズ'													
5	ササゴイ														55	キレンシヤク													
6	アカシラサギ'														56	ヒレンシヤク			+										
7	チユウサギ'														57	ミソサギ'	+												
8	コサギ'														58	カヤクグリ													
9	アオサギ'														59	ルビビタギ	+			+									
10	シロコイ														60	シヨビタギ	+												
11	カルガモ		+	+	+										61	トラツグミ	+												
12	コガモ		+	+	+										62	マミチヤシナイ													
13	オドリ														63	クロツグミ													
14	マガモ														64	アカハラ	+												
15	トモエガモ														65	シロハラ	+			+									
16	オナガガモ														66	ツグミ	+			+									
17	ホシハジロ														67	ウグイス	+			+									
18	ヒ'														68	ホソムシクイ													
19	ハイタカ														69	エソムシクイ													
20	ツミ													1984IV/8	70	センダイムシクイ					+								
21	オオカ														71	キクイササギ	+			+									
22	ノスリ														72	セウカ													
23	サシバ														73	キビタギ					+								
24	チヨウゲンホウ														74	オオルリ													
25	コシユケイ		+	+	+	+									75	エビタギ													
26	キン'		+	+	+	+									76	コサビタギ													
27	イシギ'														77	サコウチヨウ													
28	ヤマギ'														78	エナガ	+			+									
29	シロハト														79	コガラ	+			+									
30	キジハト														80	ヒガラ	+			+									
31	アオハト														81	ヤマガラ				+									
32	カウ														82	シジュウカラ	+			+									
33	ツツドリ														83	ムシロ	+			+									
34	ホトギス														84	ホオシロ	+			+									
35	アオハズク														85	カシラダカ	+			+									
36	フクロウ														86	ミヤマホオシロ				+									
37	アマツハメ													1987IV/8	87	アオジ	+			+								1980III/23	
38	ヒメアマツハメ														88	クロジ'													
39	カワセミ														89	アトリ													
40	アオケラ		+	+	+	+									90	カワビロ	+			+									
41	アサケラ														91	マヒ	+												
42	コケラ		+	+	+	+									92	アカル				+									
43	ヒバリ														93	ウソ													
44	ツバメ														94	シメ	+			+									
45	イソツバメ														95	スズメ	+			+									
46	キセキレイ														96	ムナドリ	+			+									
47	ハクセキレイ														97	カケス	+			+									
48	セウロセキレイ														98	オナガ'	+			+									
49	ヒンズイ														99	ハジボソガラス	+			+									
50	サシヨウケイ													1980IV/27	100	ハジボソガラス	+			+									

くぬぎ林(1979-1988)所収記録および練馬公民館主催探鳥会記録より作成

平林寺鳥類出現記録(1989-1998)

No	種類	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	摘要	No	種類	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	摘要				
1	カイヅツリ														51	ヒトトリ																	
2	カナムドリ														52	チコマス'																	
3	カワウ														53	モズ'																	
4	コイサキ'														54	アカモズ'																	
5	ササコイ														55	キレンジヤウ																	
6	アカシラサキ'														56	ヒレンジヤウ																	
7	チュウサキ'														57	シウサギ'																	
8	コサギ'														58	カヤガリ																	
9	アオサギ'														59	ルビタキ																	
10	シユコイ													1998V/10	60	シウビタキ																	
11	カルガモ														61	トラツグミ																	
12	コマモ														62	マミチヤジナイ																	
13	オトリ														63	クロツグミ																	
14	マガモ														64	アカハラ																	
15	トモエガモ														65	シロハラ																	
16	オナカガモ														66	ツグミ																	
17	ホシハジロ														67	ウグイス																	
18	ヒビ														68	ホソムシクイ																	
19	ハイタカ														69	エゾムシクイ																	
20	ツグ													1995IV/8	70	センダイムシクイ																	
21	オオカ														71	キクイタダキ																	
22	ノスリ														72	セッカ																	
23	サシバ														73	キビタキ																	
24	チヨウガンホウ														74	オオルリ																	
25	コジュケイ														75	エノビタキ																	
26	キジ'														76	コマセタキ																	
27	イシキ'														77	サコウチヨウ																	
28	ヤマキ'														78	エナガ'																	
29	シラコハト														79	コガラ																	
30	キジ'ハト														80	ヒガラ																	
31	アオハト														81	ヤマガラ																	
32	カツク														82	シジュウカラ																	
33	ツツトリ														83	メジロ																	
34	ホトキス														84	ホオジロ																	
35	アオハスリ														85	カシラダカ																	
36	フクロウ														86	シヤマホオジロ																	
37	アマツハメ														87	アオジ'																	
38	ヒメマツハメ														88	クロジ																	
39	カワセミ													1996XI/10	89	アトリ																	
40	アオケウ														90	カワラヒト																	
41	アカケウ														91	マヒワ																	
42	コケウ														92	イカル																	
43	ヒバリ														93	ウリ																	
44	ツバメ														94	シメ																	
45	イワツバメ														95	スズメ																	
46	キセキレイ														96	ムクドリ																	
47	ハクセキレイ														97	カケス																	
48	セグロセキレイ														98	オナガ'																	
49	ヒンズイ														99	ハシボソガラス																	
50	サンショウクイ														100	ハシブトガラス																	

ハチジョウツグミ:2005IV/8:1(例会)

くぬぎ林(1989-1998)所収記録より作成

平林寺鳥類出現記録(1999-2013)

No	種類	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	摘要
1	カイヅツリ		+											
2	カシラサギ													
3	カワウ	+												
4	コイサギ													
5	コノサギ													
6	アカカシラサギ													
7	チヨウサギ													
8	コサギ													
9	アサギ													
10	シロサギ													
11	カルガモ													
12	マガモ													
13	コサドリ													
14	マガモ													
15	トモエガモ													
16	オナガガモ													
17	ホシハジロ													
18	トビ													
19	ハイイロカ													
20	ツミ													
21	オオタカ													
22	ノスリ													
23	ホシハ													
24	チヨウケンホウ													
25	コジュケイ													
26	キジ													
27	イナズミ													
28	ヤマシギ													
29	シロコハト													
30	キジハト													
31	アオハト													
32	カウ													
33	ツツトリ													
34	ホトギス													
35	アオハズク													
36	アクロウ													
37	アマツバメ													
38	ヒメアマツバメ													
39	カウ													
40	アオカウ													
41	アオカウ													
42	コカウ													
43	ヒバリ													
44	ツバメ													
45	アマツバメ													
46	キセキレイ													
47	ハクセキレイ													
48	セウロセキレイ													
49	ヒンズイ													
50	サシユウカ													
51	ヒヨドリ	+												
52	チゴモズ													
53	モズ	+												
54	アカモズ													
55	キンシヤク													
56	ヒレンシヤク													
57	シノサギ	+												
58	カヤウ													
59	ルビサギ													
60	シヨウビサギ													
61	トツツミ													
62	マミチヤシナイ													
63	カウ													
64	アハハ													
65	シロハ													
66	ツグミ													
67	ウグイス													
68	ホソシヤク													
69	エゾシヤク													
70	セウ													
71	キウ													
72	セウ													
73	キビ													
74	オホ													
75	エゾ													
76	コサ													
77	サン													
78	エナ													
79	コカ													
80	ヒガ													
81	ヤマ													
82	シヨウ													
83	メシ													
84	ホソ													
85	カン													
86	シマ													
87	アオ													
88	カウ													
89	アト													
90	カウ													
91	マヒ													
92	イカル													
93	ウ													
94	シメ													
95	スズメ													
96	ムナ													
97	カウ													
98	オナ													
99	ハシ													
100	ハシ													

備考 1. 渡りの時期に修行僧らによってアオハズク、サンコウチヨウのさえずりが確認されている。

2. 2011年オオコノハズクが越冬した。

3) 2011IV/17:1

1) 2010III/29:1(荒尾)

2) 1989IX/5:1(高橋)

くぬぎ林(1999-2012)所収記録より作成

平林寺蝶類目録

アゲハチョウ科 Papilionidae

1. アオスジアゲハ *Graphium sarpedon*

5月から10月まで境内の広い範囲に出現しているが幼虫の食樹であるクスノキ科の樹木が少ないせいか出現数は少ない。外部で羽化した個体が飛来していることも考えられる。ヤブガラシの花上で見かけることもあるが、単独で飛翔しているのを見かけることが多い。

2. アゲハ *Papilio xuthus*

3月から9月まで境内のほぼ全域に出現。幼虫の食草であるサンショウが境内の広い範囲に見られる。年に数回発生していると思われるが7月～9月に数が多くなる。春型は数が少なく、2006年と2007年には春型をほとんど見かけなかった。2011、2013年は春型、夏型共に例年より数多くの個体を見かけた。

3. キアゲハ *Papilio machaon*

草地に残っている梅林に見られるが、数は少ない。2005年頃までは鉄塔のある地区にも見られたが草地から樹林へと環境が変化し2006年以後には目撃されていない。境内には幼虫の食草であるセリ科の植物が少ないが、少数ながら境内で繁殖していると考えられる。年に数回発生していると思われるが、4～5月に見かけることが多く夏以後は目撃数が少ない。

4. クロアゲハ *Papilio protenor*

4月から9月まで境内ほぼ全域の林内、林縁部に普通に見られる。幼虫の食草であるサンショウが広い範囲に存在する。年に3回ほど発生していると思われるが5月と7～9月に数が多くなる。2009、2010、2013年には例年より数多くの個体を目撃した。

5. カラスアゲハ *Papilio dehaanii*

境内各所で目撃されるが、数は少ない。2006年以後出現個体数が減ったが2008年にはやや増加した。春はほとんど見られず7～9月に目撃されることが多い。

6. オナガアゲハ *Papilio macilentus*

2009年7月に1♂を目撃したのみであるが、今後の増加が期待される種である。

7. ジャコウアゲハ *Atrophaneura alcinous*

数はそれ程多くないが5月から9月まで境内の広い範囲に出現している。幼虫の食草であるウマノズクサは境内では見かけなかったが、2012年に2か所で生育が認められ2013年には春から秋まで多くの個体が目撃された。

8. ナガサキアゲハ *Papilio memnon Thunbergii*

本来は暖地性の蝶であるが温暖化により北上し分布域を広げてきている。都区内の大規模緑地では数年前からしばしば目撃されている。平林寺境内でも2007年以後毎年目撃され、2010年以後はクロアゲハに匹敵するくらいよく見かけるようになった。

9. モンキアゲハ *Papilio helenus*

温暖化により北上し都区内の緑地では10年ほど前から出現しているが、平林寺では2009年5月に初めて目撃され2011年以後も出現しているが数は少ない。

シロチョウ科 Pieridae

10. モンシロチョウ *Pieris rapae*

3月から11月まで明るい草地が存在する場所の各所に出現する。訪花植物となるショカツサイ、アブラナ、ヒメジョオンなどの群落が出来る梅林やキャベツが栽培されている畑周辺で特に多数見られる。5～6回発生していると思われる。2003年には9月に数が増えたが、それ以外は

6、7月に個体数が多くなる。次種スジグロシロチョウと混在するが、本種の数が増える時期にはスジグロシロチョウの数が減り、両者の最多出現期の時期はずれている。

11. スジグロシロチョウ *Pieris merete*

3月から11月まで境内のほとんど全域に見られる。モンシロチョウは畑や草地に限られるが、本種は林内、林縁部、草地の全域に広く出現する。特に訪花植物かつ幼虫の食草となるショカツサイ、アブラナが多い梅林に多数出現する。アブラナ、ヒメジョオンなどの群落が出来る梅林の春～夏期には数十頭が確認されることも少なくない。また、交尾中の個体もしばしば見かけられる。2009年には梅林にアブラナの大きな群落ができ、夏期にはモンシロチョウと合わせて1,000頭以上が目撃された日もあった。

年に4～5回発生すると思われるが6月には特に個体数が多くなる。また、前種モンシロチョウの数が増える時期には本種が少なくなり、すみわけているようである。平林寺境内では全体的にモンシロチョウより本種の方が圧倒的に個体数が多い。ただし2013年には本種が減り、モンシロチョウが増加した。

12. キタキチョウ *Eurema mandarina*

3～11月のほぼ通年境内の全域に出現する。3～4月には越冬体が数多く見られるが、8～10月の秋にかけて個体数が増加する。幼虫の食草はハギ類、ネムノキなどで、境内各所に見られ、ハギに産卵している個体もしばしば見かけられた。また、2005年10月には交尾中の個体に6頭の♂が群がっているところを目撃した日がある。

13. ツマキチョウ *Anthocharis scolymus*

年1回の発生で3月下旬から5月上旬まで出現する。2005年頃から梅林で個体数が急増している。この頃から幼虫の食草となるショカツサイが大量に植えられ大きな群落をつくるようになったため、それ以後この地域での個体数が急増したと考えられる。モンシロチョウやスジグロシロチョウと混在することが多いが、飛び方はこれら2種より速く特に♂は長い間飛び続け、なかなか花上や葉上に舞い降りないことが多い。また、飛翔中のスジグロシロチョウを本種♂が追いかける場面もしばしば見られた。

14. モンキチョウ *Colias erate*

2004年頃までは草地の残っていた鉄塔のある地区で見られたが樹林に移行した近年では全く見られなくなった。近年では明るい草地が残っている梅林で見かけるようになった。幼虫の食草はシロツメクサ、カラスノエンドウなどであり梅林には普通に見られる。しかし全般的に個体数はきわめて少ない。

シジミチョウ科 *Lycaenidae*

15. ミズイロオナガシジミ *Antigius attila*

年により増減はあるが、境内各所の樹林内に6月から7月にかけて多数発生する。年1回の発生で6月に急増し7月には数が減る。2006年には8月3日にも目撃され平林寺境内では出現日の一番遅い記録である。幼虫の食樹はクヌギ、コナラで境内林全体に多数生育している。東京都区内では絶滅危惧種に指定されている。

16. オオミドリシジミ *Favonius orientalis*

年1回の発生で幼虫の食樹であるコナラ、クヌギを主とする樹林内や林縁部で6～7月に目撃される。ほぼ毎年目撃されてはいるが出現数はきわめて少ない。埼玉県レッドデータブックで準絶滅危惧種、東京都区内では絶滅危惧種に指定されている。

17. アカシジミ *Japonica lutea*

年1回の発生で5月下旬から6月にかけて境内林のほぼ全域に出現する。同じ頃発生するミズイロオナガシジミ、ウラナミアカシジミと比べると本種が一番早く発生する。幼虫の食樹はコナラ、クヌギで境内林に多数生育する。植樹は豊富であるが、近年個体数が減少しつつある。食樹

の量に比較して個体数が少ないのは吸蜜植物であるクリなどの樹木が少ないことが考えられる。因みに隣接する野鳥の森にはクリが生育し、狭い範囲ではあるが目撃される個体数はむしろ境内林より多い。ただし2010年、2011年と連続して50以上の個体が目撃されている。2012年以後は減少した。近年市街地周辺の樹林では極めて稀になり東京都区内では絶滅したと考えられている。

18. ウラミアカシジミ *Japonica saepestriata*

年1回の発生で6月上・中旬頃前種アカシジミよりやや遅れて出現する。前種と同じく幼虫の食樹であるクヌギ、コナラを主とする境内林のほぼ全域に出現するが数は少ない。前種同様クリなどの訪花植物が少ないことが個体数が少ない要因になっているとも考えられる。本種も隣接する野鳥の森の方が目撃数が多い。ただし2010年、2011年と150以上が目撃されアカシジミと共に興味ある増加の仕方をしているが、2013年には減少した。近年では、市街地周辺の樹林ではきわめて稀になり、埼玉県レッドデータブックで絶滅危惧種Ⅱ類に指定され、東京都区内では絶滅したと考えられている。

19. ヤマトシジミ *Zizeeria maha argia*

境内の草地の残っている地域や園路沿いのほぼ全域に普通に見られる。幼虫の食草であるカタバミは境内の各所に生育している。4月から11月まで数回発生していると思われるが、8月から個体数が増え始め9～10月には急激に増加する傾向が見られる。幼虫の食草であるカタバミが多数生育する梅林では特にその傾向が著しく9～10月には数百頭、年によっては1,000頭以上の個体が見られる日もあった。特に2010年には8月下旬から10月上旬まで2,000頭を越える日が続き2,600頭を越えた日もあった。また、交尾中の個体もしばしば見られた。11月末には訪花植物がほとんど見られなくなるが、遅くまで残っているキツネノマゴで吸蜜している個体をしばしば目撃した。一般的に、出現数の多い日でも♂に比べて♀の個体数はきわめて少ないが(♂100～200頭に対し♀10頭前後。2,000頭を越えた時でも♀は90頭前後)、2008年9月には200頭ほどの♂に対し♀40頭と♀が多めに出現した日があった。

20. ツバメシジミ *Everes argiades*

年数回の発生と考えられるが、春には目撃されていない。幼虫の食草であるシロツメクサ、カラスノエンドウなどは境内各所に生育するが、出現個体数は極めて少ない。ただし、2013年は4月から出現し6月には10頭以上の個体が目撃された日もあった。

21. ベニシジミ *Lycaena phlaeas*

4月から11月までほとんど梅林にのみ出現し、2005年以後は他の地域では目撃されていない。梅林は広く明るい草地が残り、幼虫の食草であるギンギンが多数生育している。また、訪花植物となるハルジョオン、ヒメジョオンなどの群落が出来る。年数回の発生であるが6～7月、9～10月に多くなる。ただし年間での増減は下草刈りの影響を強く受けていると考えられる。草刈りの影響か2004年以後は減少が続いていたが、2009年以後はまた増加し春型、夏型とも30頭以上目撃された日も少なくない。

22. ルリシジミ *Celastrina argiolus*

3月下旬から9月まで境内のほとんど全域に出現する。

年数回の発生と思われるが出現数は多くない。ほとんどが林縁部で目撃され、路上で吸水する個体もしばしば見かける。幼虫の食草はフジ、クズ、ハギ類で境内の各所に生育している。ハギに産卵しているところも見られた。

23. ゴイシジミ *Taraka hamada*

5月から9月まで見られ、年3～4回発生していると思われる。発生場所は業平塚周辺などほぼ同じ場所に限定されていたが、2006年以後激減し2010年8月に1頭確認された以後目撃されていない。幼虫はササ類に寄生するササコナフキツノアブラムシを食餌する。従って、生息地付近のササ類が大量に刈り取られることによる影響も考えられる。東京都区内では絶滅危惧種に指定されている。

24. ムラサキシジミ *Narathura japonica*

5月から12月まで境内ほぼ全域の林内、林縁部に広く出現する。年3回ほど発生していると

考えられるが数は多くない。幼虫の食樹であるシラカン、コナラ、クヌギは境内林の広範囲に多数生育する。成虫で越冬し晴天の暖かい日には冬期でもよく見かけることがあるが3～4月には目撃されていない。林縁部や草地では葉上や石の上にとまり翅を開いて日光をあびている姿をよく見かけるが、林内では翅を閉じたまま葉上に静止していることが多い。2010年の8月には例年と比べ多くの個体が目撃された。

25. ムラサキツバメ *Narathura bazalus*

本来は暖地性の種であるが近年の温暖化により北上し、数年前から市街地周辺の緑地でもよく見かけるようになった。平林寺境内でも2007年以後目撃されるようになった。幼虫の食樹であるマテバシイは境内では少なく外部から飛来した可能性もある。

26. ウラギンシジミ *Cretis acuta*

3月から11月まで境内の各所に出現する。秋期にやや多くなるが全体的に数は少ない。林縁部を活発に飛びまわっていることが多いが、路上で吸水している♂もよく見かける。幼虫の食草であるフジ、クズ、ハギ類は境内に普通に見られる。出現個体数は多くないが、境内に定着しているものと考えられる。

27. ウラナミシジミ *Lampides boeticus*

2004年と2005年に梅林などの草地で目撃された以後しばらく見かけなかったが2009年以後は毎年目撃されている。本種は暖地で羽化した個体が夏から秋にかけて北上してくると考えられているので、外部から飛来したのと考えられる。

28. トラフシジミ *Rapala arata*

2008年に初めて目撃されたが、幼虫の食草であるフジ、クズ、シロツメクサなどは境内各所に見られるので、少数ながら境内で繁殖していた可能性もある。

タテハチョウ科 *Nymphalidae*

29. イチモンジチョウ *Ladoga camilla*

5月から9月まで林内、林縁部、草地のほとんど全域に出現する。路上に静止している個体もしばしば見かける。年3回の発生と思われるが6月、8～9月に多くなる。2011年の8月、2012年の6月には10頭以上見かける日も何日かあった。東京都区内では絶滅したと考えられているが、平林寺境内では普通に見られる貴重な種である。

30. コミスジ *Neptis sappho*

4月から10月まで境内ほぼ全域の林縁部、草地に普通に見られる。年3回の発生と思われるが5～6月と8～9月に多くなる。幼虫の食草であるフジ、クズ、ハギ類は境内の各所に生育する。以前はクズのマントが各所に見られ、同じ場所で3頭以上を同時に目撃することも希ではなかったが近年では除草が徹底されたせいか、目撃数が減ってきている。東京都区内では絶滅危惧種に指定されているが平林寺境内では普通に見られる。

31. アカタテハ *Vanessa indica*

梅林で時々目撃されるが、数は少ない。ヒメジョオンなどの花上で目撃されることが多い。幼虫の食草であるカラムシ、ヤブマオは境内の各所に生育しているので、数は少ないが境内で繁殖しているものと考えられる。

32. ヒメアカタテハ *Vanessa cardui*

出現するのは明るい草地に残っている梅林などにほぼ限定される。年数回の発生と思われるが9月以後数が増える。秋のニラの花が咲く頃花上で吸蜜しているのを見かけることが多い。幼虫の食草であるヤマゴボウ、ハハコグサ、ヨモギ、カラムシなどは境内の各所に見られるので境内で繁殖していると考えられる。

33. ルリタテハ *Kaniska canace*

3月から11月まで境内ほぼ全域の林内、林縁部に出現する。年3回の発生だが5月と7～8

月に多くなる。幼虫の食草であるサルトリイバラ、ホトトギスは林内各所で見られ、ホトトギスの葉上で終令幼虫を何度か見かけている。2006年以後は毎年3月に越冬体が出現している。飛翔は速いが林縁部や林内で樹木の幹や根元にとまり翅を開いて静止する個体もよく見かける。

34. キタテハ *Polygonia c-aureum*

年数回の発生と思われるが3～4月には越冬体が見られ、5月にはほとんど見られなくなる。6月からまた出現し11月まで見られる。2002年頃までは草地が残っていた鉄塔付近でも見られたが、2005年以後はほとんど梅林周辺でのみ目撃されるようになった。梅林では西側の一部に、幼虫の食草であるカナムグラのマントができ、明るい草地が広がっているので本種の生息に適した環境となっている。しかし出現数はそれほど多くない。

35. ヒオドシチョウ *Nymphalis xanthomelas*

市街地周辺では長い間見かけなかったが、2013年5月に2頭目撃された。この年は新座市内の他の雑木林でも目撃されているので、増加の傾向にあるものと思われる。

36. ミドリヒョウモン *Argynnis paphia*

2005年以後毎年出現するようになった。年1回の発生で6月に目撃されたこともあるが9月中旬頃に出現数が最も多くなる。幼虫の食草であるスマレ類は各所に生育するが、成虫は梅林やその付近の樹林内、林縁部に出現することが多く樹林内で見かける個体はほとんどが♀である。秋期にはニラの群落の花上で吸蜜している姿がしばしば見かけられる。2008年と2011年以後には出現数が増え10月まで見られた。

37. オオウラギンスジヒョウモン *Argyronome ruslana*

本来は山地性のものであるが、平林寺では2010年10月に1♀、2012年10月には2♀が目撃されている。

38. ツマグロヒョウモン *Argyreus hyperbius*

温暖化により北上してきた蝶で近年都市部でも急増している。平林寺境内でも2005年に初めて目撃されて以後、春から秋の終わりまでほとんど絶えることなく出現している。年に数回発生していると思われるが、特に9月から10月にかけて個体数が急増する。幼虫の食草であるスマレ類は境内の各所に生育しているので境内のほぼ全域に出現するが、特に明るく広い草地の存在する梅林で毎年多数の個体が見られる。秋期にはニラの花上で同時に数頭の個体を見かけることも多い。他の蝶と比べると♀も比較的多く見かけるが、月により♂の数より♀の数の方が圧倒的に多くなる日もある。(2007年8月26日, 2♂6♀; 9月28日, 6♂9♀; 2008年7月12日, 1♂2♀)

39. ゴマダラチョウ *Hestina japonica*

境内各所に出現する。幼虫の食樹であるエノキが生育する地区の周辺で目撃されることが多いが数は多くない。梅林脇のエノキの根際にある落ち葉の裏から幼虫が見つかることもある。年2回の発生と思われるが7～8月の夏期に多くなる。エノキが多数生育しているのに個体数が少ないのは、クヌギなどが老木化し成虫が好む樹液を出す樹木が少なくなってきたためとも考えられる。

40. アカボシゴマダラ *Hestina assimilis*

本来暖地性の蝶であるが、1995年に埼玉県、1998年に神奈川県で目撃されて以来、神奈川県を中心に分布域を拡大してきている。本種は日本国内では奄美諸島にのみ産し、奄美亜種 *sirakii* とされているが、現在分布範囲を広げている個体はそれとは別で中国大陸から朝鮮半島にかけて分布する亜種 *assimilis* とされる。したがって飼育個体の脱出、あるいは意図的に放蝶された個体が定着した可能性が高い。平林寺境内では2007年に初めて目撃されたが2008年以後には個体数が増え、前種ゴマダラチョウより多く出現するようになった。幼虫の食樹はエノキであり境内各所に生育する。成虫は近年境内の全域で目撃されるようになった。飛翔している姿は前種ゴマダラチョウと違い、アサギマダラと見間違えることがあるくらいマダラチョウに似ている。

ジャノメチョウ科 Satyridae

4 1. ヒカゲチョウ *Lethe sicelis*

5月から10月まで境内林のほぼ全域に普通に見られる。年2回の発生だが6~7月に出現数が多くなる。8月にはあまり見られなくなり9月にまた増える。境内林の下草の大部分が幼虫の食草であるアズマネザサ、クマザサなどであり、下草が刈られた地域では一時出現個体数が減少するが、2年後ぐらいには元の数に復帰するようである。以前は上山の鉄塔付近に多産したが、2004年以後は下山の林内に数多く見られるようになった。

4 2. クロヒカゲ *Lethe diana*

関東地方では山地性の蝶なので、2000年に調査を始めて本種を目撃したときは目を疑ったが、その後の調査で境内林全域に渡りかなり多数の個体が生息していることがわかった。年3回の発生と思われるが6~8月に多くなる。前種ヒカゲチョウは8月に減少するが本種は8月にも多くの個体が見られる。幼虫の食草であるアズマネザサ、クマザサなどのササ類は境内林全域に豊富生育し前種ヒカゲチョウと混在する地域が多い。ただしヒカゲチョウよりクロヒカゲの方が早く発生し、ヒカゲチョウの数が増加する時期には本種の数は減少し翅の破損した個体が多くなる。

以前は上山の林内や歴代塔所周辺に多数生息していたが、2005年以後は下山の林内で多数見られるようになった。従ってこの地域のササ類が刈られた後は出現数が急減する。2005年の秋に下草が刈られ2006年は出現数が減少したが2008年以後はやや増加してきた。2011年には8月に100頭以上が目撃された日があり、最多記録を更新した。

4 3. サトキマダラヒカゲ *Neope goschkevitschii*

5月から9月まで境内林各所の林内、林縁部で普通に見られる。年2回の発生であり6月と8~9月に多くなるが8月に最も多くなる。幼虫の食草であるアズマネザサが生育する歴代塔所周辺と下山の林内では特に多数出現する。年により出現数が大きく変動し2004年までは少なめだったが2005年と2006年に急増し2007年、2008年には急減している。2010年以後には再び増加している。幼虫の食草は前2種と同じササ類だが、成虫は8~9月に多く発生のピークは前2種より1か月ほど遅いようである。都区内では絶滅危惧種に指定されているが平林寺境内では普通に見られる貴重な種である。

4 4. ヒメジャノメ *Mycalesis gotama*

5月から10月まで見られるが出現場所はほぼ鉄塔周辺と下山林内に限定される。何れの地域も幼虫の食草であるアズマネザサが広範囲に生育している。年3回の発生と思われるが成虫の出現数は6月と9月に多くなる。ただし全体的に数は少ない。

4 5. ヒメウラナミジャノメ *Ypthima argus*

かつては普通種であったが、他のジャノメチョウ類と比べると出現数がきわめて少ない。2008年、2012年には複数の個体が目撃され少数ながら境内で繁殖している可能性はある。幼虫の食草であるチヂミザサは境内各所に生育している。

4 6. ジャノメチョウ *Minois dryas*

2006年に1頭目撃されたのみで、その後は出現していない。外部から飛来したものと思われるが、明るい草地が残り幼虫の食草であるススキが保存されれば、今後も飛来して定着する可能性はある。なお本種は埼玉県レッドデータブックで準絶滅危惧種、都区内では絶滅危惧種に指定されている。

4 7. クロコノマチョウ *Melanitis phedima*

暖地性の蝶だが温暖化で北上し、都内の緑地では数年前からしばしば目撃されている。

平林寺境内では2001年と2005年に1頭ずつ目撃されて以来目撃記録がなかったが、2008年には9~10月に♂♀が目撃され、その後毎年目撃されているので少数ながら境内で繁殖していると考えられる。出現場所は下山林内の狭い範囲であるが、幼虫の食草であるチヂミザサは境内各所に見られる。

セセリチョウ科 *Hesperiidae*

48. ダイミョウセセリ *Daimio tethys*

5月から9月まで境内の広い範囲に出現する。路上あるいは路傍に生育する草の花や葉上に翅を開いて静止していることが多い。幼虫の食草であるヤマノイモは境内各所に生育する。2006年、2007年には出現数が減少したが、2008年以後は増加しつつある。年3回の発生と考えられるが5月及び8～9月に個体数が多くなる。

49. チャバネセセリ *Pelopidas mathias*

2000年の夏期に出現後は2003年から2005年まで何れも5月のみに目撃されている。その後の目撃記録はない。幼虫の食草はススキ、メヒシバ、アズマネザサなどで、境内各所に生育するので飛来すれば再び定着する可能性はある。

50. コチャバネセセリ *Thoressa varia*

5月から8月まで境内広い範囲の林内、林縁、草地の各所に出現する。年2回の発生で5月と7月に多くなる。梅林ではハルジオオン、ヒメジオオンの花上で目撃されることが多い。2006年7月にはヤブガラシの花上に40頭以上が群がっていた日がある。林内では木漏れ日がさす場所でクマザサの葉上に静止する姿もしばしば見かけられる。2012年5月には梅林で150頭以上が目撃された。幼虫の食草であるクマザサ、アズマネザサは境内林各所に生育している。

51. イチモンジセセリ *Parnara guttata*

5月から10月まで境内のほぼ全域に出現する。8月から9月にかけて急増し、9月にニラの群落が出来る梅林では多くの個体がニラの花上に見られる。また、ヤブガラシの花上に多数の個体を見かけることも多い。8、9月には各地域とも数頭以上の個体を同時に見かけることが多い。2007年と2011～13年9月には梅林だけで100～200頭を超える個体が見られた。幼虫の食草であるアズマネザサ、オヒシバ、メヒシバなどのイネ科植物は境内の各所に生育している。

52. キマダラセセリ *Patanthus flavus*

境内の広い範囲に出現する。年2回の発生で8月に多くなるが数は少ない。幼虫の食草であるアズマネザサ、クマザサなどは境内林で普通に見られる。

テングチョウ科 *Libytheidae*

53. テングチョウ *Libythea lepita*

3月から10月まで境内の広い範囲に出現するが数は多くない。年2回の発生で6月と9月にやや多くなる。飛行は速いが路上で見かけることが多く、手入れの行き届いた三門付近の地上にも飛来する。個体数はそれほど多くないが、2013年5月に15頭以上出現した日がある。幼虫の食樹であるエノキは境内各所に生育する。

マダラチョウ科 *Danaidae*

54. アサギマダラ *Parantica sita*

2006年の5月に目撃した以外はほとんどが9～10月の秋期に出現している。2005年以後2006年、2008年、2011～12年に出現しているが幼虫の食草であるキジョランが境内では未確認なので外部から飛来した個体で境内に定着はしていないと考えられる。

付表

平林寺蝶類年次出現記録(2000年～2013年)

科	種類	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13
アゲハチョウ科	アオスジアゲハ	△	△		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	アゲハ	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	△	◎	△	◎
	キアゲハ	△		△	△		△	△	△	△	△	△	△	△	△
	クロアゲハ	○	○	○	○	○	○	△	△	○	◎	◎	○	△	○
	カラスアゲハ		△	△	△		△	△		△	△	△	△	△	△
	オナガアゲハ										△				
	ジャコウアゲハ				△		△	△	△	△		△	△	△	○
	ナガサキアゲハ									△	△	△	○	○	△
モンキアゲハ											△		△	△	△
シロチョウ科	モンシロチョウ	○	◎	○	◎	○	○	○	○	◎	◎	△	◎	◎	◎
	スジグロシロチョウ	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	○	◎	○
	キタキチョウ	○	○	◎	◎	○	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎
	ツマキチョウ			△			○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	モンキチョウ					△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
シジミチョウ科	ミズイロオナガシジミ	○	○	△	△	◎	◎	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎
	オオミドリシジミ	△	△		△	△	△	△		△	△	△	△		
	アカシジミ			△	△	◎	△		△	△	○	◎	◎	△	△
	ウラナミアカシジミ					△	○	△	△	△	○	◎	◎	◎	◎
	ヤマトシジミ	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	ツバメシジミ		△	○	△			△	△			△	△	△	◎
	ベニシジミ	◎	○	◎	○	△	△	△	△	△	◎	◎	◎	○	◎
	ルリシジミ				△	○	△	△	△	△	△	△	△	△	○
	ゴイシシジミ	△	○	◎	△	○	△	△	△		○	△			△
	ムラサキシジミ	△	△	○		○	○	△	△	○	○	◎	△	△	△
	ムラサキツバメ								△	△	△	△	△	△	△
	ウラギンシジミ	△	△	△	△		△	△	△	△	△	△	△	△	○
	ウラナミシジミ					△		△			○	△	△	△	△
トラフシジミ										△					
タテハチョウ科	イチモンジチョウ	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	◎	◎	○
	コムシジ	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	△	○	○	○
	アカタテハ							△	△		△	△	△	△	
	ヒメアカタテハ	△			△	△		△	△	△	△	△	○	△	△
	ルリタテハ	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	
	キタテハ	△		○			△	△	△	△	△	△	○		
	ヒオドシチョウ														△
	ミドリヒョウモン						△	△	△	○	△	△	○	△	◎
	ツマグロヒョウモン								◎	○	◎	◎	◎	○	◎
	オオウラギンシジヒョウモン											△		△	
	ゴマダラチョウ	△	△	△	△	△		△		○	△	△	△	△	△
	アカボシゴマダラ								△	△	○	◎	◎	◎	◎
	ジャノメチョウ科	ヒカゲチョウ	○	◎	○	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎
クロヒカゲ		◎	◎	○	◎	○	◎	○	△	○	△	◎	◎	◎	◎
サトキマダラヒカゲ		○	○	◎	○	△	◎	◎	△	○	◎	◎	◎	◎	◎
ヒメジャノメ					△	△	△	△	△	△	△	△	○	△	△
ヒメウラナミジャノメ							△			△	△			△	△
ジャノメチョウ								△							
クロコノマチョウ			△						△		△	△	△		△
セセリチョウ科	ダイミョウセセリ	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	△	○	△	◎
	チャバネセセリ	△	△		△	△	△								
	コチャバネセセリ	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	◎	◎	◎	◎
	イチモンジセセリ	◎	○	◎	◎	◎	○	◎	△	◎	◎	△	◎	△	◎
	キマダラセセリ		△	△		△	△		△	△	△	△	○	○	○
テングチョウ科	テングチョウ	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	◎
マダラチョウ科	アサギマダラ						△	△		△		△	△		

〔凡例〕

◎: 多い(シロチョウ科、タテハチョウ科、アゲハチョウ科などの中型、大型種は5個体以上、シジミチョウ科、セセリチョウ科などの小型種は10個体以上)

○: 普通(中型、大型種は3～4個体、小型種は3～9個体)を観察した日がある

△: 少ない(全種共1～2個体しか見かけた日がない)

平林寺バッタ類目録

種 類	調査日			稀少性ランク*1		備 考
	2010/9/4	2000/9/9	1998/8/25	荒川以西	全県	
バッタ目						
キリギリス亜目						
マツムシ科						
マツムシ			○	VU	VU	
アオマツムシ	○	○	○			
カンタン科						
カンタン						1999IX/11
クサヒバリ科						
クサヒバリ			○			
ヤマトヒバリ			○			
コオロギ科						
マダラズズ	○		○			
エンマコオロギ	○	○				
ミツカドコオロギ	○	○	○			
ハラオカメコオロギ	○	○	○			
ツズレサセコオロギ	○	○	○			
オカメコオロギ		○				
モリオカメコオロギ	○		○			
タンボオカメコオロギ	○					おそらく新座では初記録(湿地以外では稀少)
オオオカメコオロギ			○	EN	EN	
シバズズ	○	○	○			
ヒゲシロスズ			○			
カネタタキ科						
カネタタキ	○		○			
コロギス科						
コロギス			○			
カマドウマ科						
カマドウマ	○	○				
マダラカマドウマ	○	○				
キリギリス科						
クビキリギリス	○					
クサキリ	○	○	○			
クツワムシ	○	○	○			
ハヤシノウマオイ	○	○	○*2	VU	EN	
セズジツユムシ	○	○	○			
クダマキモドキ			○			
ササキリ	○					
ウスイロササキリ	○					
バッタ亜目						
ヒシバッタ科						
ハラヒシバッタ	○					
バッタ科						
ショウリョウバッタ	○					
ショウリョウバッタモドキ	○				NT2	
クルマバッタモドキ	○					2002年野火止で記録
オンブバッタ科						
オンブバッタ	○	○				
イナゴ科						
コバネイナゴ						
カマキリ目						
ハラヒロカマキリ	○					
コカマキリ	○					
トビナナフシ目						
ニホントビナナフシ	○	○				埼玉県では2例目の記録

備 考

各記録は調査範囲や調査担当の識別能力が異なるので単純な比較は必ずしも適当ではない。

(注)

*1 稀少性ランク(埼玉県) EN:絶滅危惧 I B類、VU:絶滅危惧 II 類、NT2:準絶滅危惧

*2 原報告はウマオイ

国指定天然記念物平林寺境内林保存・管理・活用計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 国指定天然記念物平林寺境内林（以下「平林寺境内林」という。）の保存、管理及び活用の計画（以下「計画」という。）を策定するため、国指定天然記念物平林寺境内林保存・管理・活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(役割)

第2条 委員会の役割は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定のための調査
 - (2) 平林寺境内林（追加指定地を含む。）の当面の維持管理に係る指針及び方策の決定
- 2 委員会は、策定した計画を、文化財保護審議委員会の審議を経て、教育長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから、教育長の推薦により教育委員会が委嘱する。

- (1) 平林寺代表者
 - (2) 平林寺境内林保存団体代表者
 - (3) 林業に識見を有する者
 - (4) 文化財の保護に識見を有する者
 - (5) 新座市文化財保護審議委員会委員長
 - (6) みどり公園課長
 - (7) 生涯学習スポーツ課長
 - (8) その他教育長が必要と認める者
- 2 教育委員会は、必要と認めるとき又は委員からの申出があったときは、委員の委嘱を解くことができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、平林寺代表者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した者が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

(謝金)

第6条 委員が会議に出席したときは、予算の範囲内で、その都度謝金を支払うものとする。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、生涯学習スポーツ課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の会議及び運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、決裁のあった日から実施する。(平成16年7月15日 決裁)
- 2 この要綱は、第2条第2項による教育長への報告をもって廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、決裁のあった日から実施する。(平成22年2月26日 決裁)
- 2 この要綱は、第2条第2項による報告をもって廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、決裁のあった日から実施する。(平成25年4月1日 決裁)
- 2 この要綱は、第2条第2項による報告をもって廃止する。

国指定天然記念物平林寺境内林保存・管理・活用計画策定委員会名簿【平成25年度】

【委員】

No.	氏名	所属名・職名・職歴等	区分	備考
1	松竹 寛山	宗教法人平林寺代表役員	平林寺代表者	委員長
2	荒尾 精二	武蔵野野鳥の会会長	平林寺境内林保存団体代表者	
3	福田 知明	元埼玉県林業試験場専門調査員	林業に識見を有する者	
4	根岸 茂夫	國學院大學文学部史学科教授 新座市文化財保護審議委員会委員長	文化財保護審議委員会委員長	
5	池田 秋義	新座市教育委員会教育総務部生涯学習スポーツ課長	生涯学習スポーツ課長	

【指導・助言者】

No.	氏名	所属名・職名	備考
1	本間 暁	文化庁文化財部記念物課文化財調査官	
2	須田 大樹	埼玉県教育局市町村支援部生涯学習文化財課指定文化財保護担当主事	

【事務局】

No.	氏名	所属名・職名	備考
1	谷口 龍一	新座市教育委員会教育総務部生涯学習スポーツ課副課長兼生涯学習係長	
2	斯波 治	新座市教育委員会教育総務部生涯学習スポーツ課生涯学習係主任兼学芸員	
3	川端 真実	新座市教育委員会教育総務部生涯学習スポーツ課生涯学習係主任兼学芸員	
4	川畑 隼人	新座市教育委員会教育総務部生涯学習スポーツ課生涯学習係主事兼学芸員	

国指定天然記念物平林寺境内林保存管理計画策定経過

年月日	事項
昭和58年3月28日	平林寺境内林保存対策調査打合せ会議
昭和58年7月8日	平林寺境内林保存対策打合せ会議
平成10年8月4日	平成10年度第1回平林寺境内林保存対策調査会議
平成10年10月6日	平成10年度第2回平林寺境内林保存対策調査会議
平成11年1月29日	平成10年度第3回平林寺境内林保存対策調査会議
平成12年2月15日	平成11年度第1回平林寺境内林保存対策調査会議
平成15年9月25日	平成15年度第1回平林寺境内林保存・管理・活用計画起草委員会
平成15年10月20日	平成15年度第2回平林寺境内林保存・管理・活用計画起草委員会
平成15年12月18日	平成15年度第3回平林寺境内林保存・管理・活用計画起草委員会
平成16年8月6日	平成16年度第1回平林寺境内林保存・管理・活用計画策定委員会
平成17年3月16日	平成16年度第2回平林寺境内林保存・管理・活用計画策定委員会
平成17年11月2日	平成17年度第1回平林寺境内林保存・管理・活用計画策定委員会
平成19年10月30日	平成19年度第1回平林寺境内林保存・管理・活用計画策定委員会
平成22年2月26日	平成21年度第1回平林寺境内林保存・管理・活用計画策定委員会
平成25年2月21日	平成24年度第1回平林寺境内林保存・管理・活用計画策定委員会
平成25年5月22日	平成25年度第1回平林寺境内林保存・管理・活用計画策定委員会 平林寺境内林再生計画について、保存・管理・活用計画の全体像について
平成25年7月11日	平成25年度第2回平林寺境内林保存・管理・活用計画策定委員会 平林寺境内林保全基本構想におけるゾーニングの予備的検討について（現地視察及び審議）
平成25年10月30日	平成25年度第3回平林寺境内林保存・管理・活用計画策定委員会 平林寺境内林保全基本構想におけるゾーニングの予備的検討について、平林寺境内林再生事業に係る補助事業計画について
平成26年2月13日	平成25年度第4回平林寺境内林保存・管理・活用計画策定委員会 平林寺境内林保存管理計画の策定について（最終審議）



平成25年度策定委員会の様子

平林寺境内林関係略年表

大正 12 年	速水御舟が描いた『丘』に、皆伐された平林寺の雑木林の様子が描かれている
昭和 18 年	写真資料「決戦非常食糧増産園」（平林寺裏の林）
昭和 19 年 3 月 31 日	野火止用水が埼玉県指定史跡に指定される 平林寺林泉境内が埼玉県指定名勝に指定される
昭和 22 年 3 月 1 日	史蹟名勝平林寺風致地域保存会代表平林寺住職白水敬山老大師から同区域設定の嘆願書が提出される
昭和 23 年 10 月 16 日	埼玉県知事・県社会教育課長・文部省の委員等が現地調査を行う
昭和 31 年 11 月 1 日	松平伊豆守信綱夫妻の墓が埼玉県指定史跡に指定される
昭和 42 年 11 月 3 日	平林禅寺の自然と文化を守る会が発足する
昭和 43 年 5 月 28 日	国指定天然記念物として、平林寺境内林が指定される
昭和 43 年度	平林寺境内林の周囲に、保護柵が設置される
昭和 44 年 3 月 28 日	平林寺境内林とその周辺の雑木林が「首都圏近郊緑地保全法」に基づく「平林寺近郊緑地保全区域」に指定される（約 68 ヘクタール）
昭和 45 年 10 月 13 日	平林寺近郊緑地保全区域のうち、特に良好な自然環境を有する地区について、「平林寺近郊緑地特別保全地区」に指定される（58.4 ヘクタール）
昭和 47 年	平林禅寺の自然と文化を守る会山口正信氏所有の写真に、東京電力高压線下の皆伐された様子が写されている
昭和 48 年 3 月 9 日	平林寺惣門・三門・仏殿・中門が埼玉県指定有形文化財建造物に指定される
昭和 48 年度	防火貯水槽を配置し、旧弁天池地域に防火用貯水池を設置
昭和 49 年 2 月 20 日	国指定天然記念物平林寺境内林説明板 3 基が境内林周辺に設置される
昭和 49 年度	境内林の類焼防止・消火を目的とした屋外消火栓設備等を設置（Ⅰ期）
昭和 50 年度	境内林の類焼防止・消火を目的とした屋外消火栓設備等を設置（Ⅱ期）
昭和 51 年 5 月 12 日	野火止一丁目地内の平林寺所有地（現新座市睡足軒の森）が、国指定天然記念物平林寺境内林に追加指定される
昭和 52 年 11 月 10 日	皇太子同妃美智子両殿下、平林寺・野火止用水ご視察
昭和 53 年 11 月 3 日	『平林禅寺の自然と文化』『平林寺の木本植物仮目録』が刊行される
昭和 53 年度	境内林保護のため、境内林内の散策路・広場に園路柵が設置される
昭和 54 年度	境内林の保護及び防火・防犯のため、境内林の周囲の内北側と西側の一部に保護柵を設置
昭和 54 年 10 月 16 日	台風 20 号の襲来により、幹周 30～40cm 以上の樹木 300 本以上が倒木あるいは折木した
昭和 54 年度	台風 20 号により倒木あるいは折木した樹木の除去を目的とする災害復旧を実施
昭和 55 年 3 月 25 日	平林寺境内林が埼玉県の「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づく

	「ふるさとの緑の景観地」に指定される
昭和 58 年	21 世紀に残したい日本の自然 100 選に「平林寺の雑木林」が選ばれる
昭和 59 年度	境内林保護のため、周囲の内南側部分に保護柵を設置 境内林の一部を皆伐する
昭和 60 年度	ヤマダカレハの異常発生に伴う駆除対策の事業を行う
昭和 61 年度	ヤマダカレハの異常発生に伴う駆除対策の事業を行い、報告書を刊行
平成元～5 年頃	境内林の一部を皆伐する
平成 6 年 3 月 29 日	平林寺近郊緑地特別保全地区の指定範囲が変更される (60.4 ヘクタール)
平成 9 年 11 月	新座市雑木林管理活用推進市民会議から「雑木林の管理活用方策についての提言」が出される
平成 14 年 11 月 1 日	国指定天然記念物平林寺境内林追加指定地を新座市が平林寺から無償で借用し、「新座市睡足軒の森」として開園
平成 17 年度	院寮・中書院等の建設
平成 19 年度	林泉境内奥に大庭園を造成
平成 20 年 4～5 月	境内の野火止用水平林寺堀の開削及び一部修理を行う
平成 21 年 11 月	境内の野火止用水平林寺堀の通水を開始する
平成 21 年 11 月 26 日	天皇皇后両陛下下行幸啓

平林寺関係指定文化財一覧表

種 別 (指定年月日)	名 称	員 数
国指定天然記念物 (昭和43年5月28日) (昭和51年5月12日) <追加指定>	平林寺境内林	
埼玉県指定史跡 (昭和19年3月31日)	野火止用水	
埼玉県指定名勝 (昭和19年3月31日)	平林寺林泉境内	
埼玉県指定史跡 (昭和31年11月1日)	松平伊豆守信綱夫妻の墓	2基
埼玉県指定有形文化財建造物 (昭和48年3月9日)	平林寺惣門・三門・仏殿・中門	4棟
埼玉県指定有形文化財古文書 (平成11年3月19日)	平林寺文書	22通

平林寺境内林一覽表

丁目	字	地番	枝番	町	反	畝	歩 (坪)	面積 (単位 : m ²)
野火止	上山	1064	1	3	2	5	23	32,307.48567
野火止	上山	1064	2	0	0	0	211	697.52169
野火止	上山	1064	3	0	0	0	75	247.93425
野火止	上山	1064	4	0	0	2	10	231.40530
野火止	上山	1064	5	0	8	0	7	7,957.03653
野火止	上山	1065		3	8	3	24	38,062.86606
野火止	上山	1066		2	8	5	3	28,274.42187
野火止	上山	1067	1	0	4	7	25	4,743.80865
野火止	上山	1067	2	0	3	4	3	3,381.82317
野火止	上山	1067	3	0	3	0	0	2,975.21100
野火止	上山	1067	4	0	1	0	0	991.73700
野火止	上山	1067	5	0	0	0	7	23.14053
野火止	上山	1067	6	0	1	2	26	1,276.03494
野火止	上山	1067	7	0	4	0	3	3,976.86537
野火止	上山	1067	8	0	1	0	0	991.73700
野火止	上山	1067	9	0	0	1	0	99.17370
野火止	上山	1067	10	0	0	6	0	595.04220
野火止	上山	1068		0	7	2	8	7,166.95272
野火止	上山	1069	1	0	0	0	436	1,441.32444
野火止	上山	1069	2	0	0	0	252	833.05908
野火止	上山	1070		0	9	2	8	9,150.42672
野火止	上山	1071		3	1	5	19	31,302.52551
野火止	上山	1072		1	3	5	3	13,398.36687
野火止	上山	1073		0	3	0	8	3,001.65732
野火止	上山	1074	1	1	4	3	21	14,251.26069
野火止	上山	1074	2	0	2	7	25	2,760.33465
野火止	上山	1074	3	0	0	4	12	436.36428
野火止	上山	1075	1	0	4	8	3	4,770.25497
野火止	上山	1075	2	0	3	3	10	3,305.79000
野火止	上山	1076	1	0	3	1	3	3,084.30207
野火止	上山	1076	3	—	—	—	—	866.00000
野火止	上山	1076	4	—	—	—	—	1,348.00000
野火止	上山	1076	5	—	—	—	—	5,942.00000
野火止	上山	1076	6	0	0	1	0	99.17370
野火止	下山	1077	1	0	0	3	0	297.52110
野火止	下山	1077	2	0	0	0	461	1,523.96919
野火止	下山	1077	3	0	6	0	17	6,006.62043
野火止	下山	1077	4	0	0	0	211	697.52169
野火止	下山	1077	5	0	0	0	216	714.05064
野火止	下山	1077	6	0	0	0	258	852.89382
野火止	下山	1077	7	0	0	0	175	578.51325
野火止	下山	1077	8	0	0	0	165	545.45535
野火止	下山	1078	1	0	0	0	20,913	69,134.94495
野火止	下山	1079	1	0	8	6	9	8,558.69031
野火止	下山	1079	2	—	—	—	—	1,236.00000

丁目	字	地番	枝番	町	反	畝	歩(坪)	面積(単位:m ²)
野火止	下山	1080		0	2	4	8	2,406.61512
野火止	下山	1081	1	1	2	7	13	12,638.03517
野火止	下山	1082		0	4	6	15	4,611.57705
野火止	下山	1083	1	0	1	2	22	1,262.81178
野火止	下山	1083	2	0	1	5	17	1,543.80393
野火止	下山	1084	1	1	2	3	15	12,247.95195
野火止	下山	1084	2	0	0	0	322	1,064.46438
野火止	下山	1084	3	0	0	9	17	948.76173
野火止	下山	1084	4	0	2	1	7	2,105.78823
野火止	下山	1084	5	0	1	5	0	1,487.60550
野火止	下山	1085		1	4	4	8	14,307.45912
野火止	下山	1086		1	8	3	26	18,234.73764
野火止	下山	1087	1	0	5	3	5	5,272.73505
野火止	下山	1087	2	0	1	0	0	991.73700
野火止	下山	1087	3	0	0	5	21	565.29009
野火止	下山	1087	4	0	1	1	10	1,123.96860
野火止	下山	1088		0	7	0	29	7,038.02691
野火止	下山	1089		0	6	2	19	6,211.57941
野火止	下山	1090	1	0	2	3	10	2,314.05300
野火止	下山	1090	2	0	1	4	25	1,471.07655
野火止	下山	1091	1	0	5	9	3	5,861.16567
野火止	下山	1091	2	0	2	0	0	1,983.47400
野火止	下山	1091	3	0	2	0	18	2,042.97822
野火止	下山	1091	4	0	3	0	0	2,975.21100
野火止	下山	1091	5	0	1	0	0	991.73700
野火止	下山	1091	6	0	1	0	0	991.73700
野火止	下山	1092		2	0	2	9	20,062.83951
野火止	下山	2303		1	4	8	7	14,700.84813
野火止	下山	2304		0	1	1	12	1,130.58018
指定分 合計								468,725.86760
野火止一丁目		1170	7	—	—	—	—	865.00000
野火止一丁目		1172	1	—	—	—	—	2,859.00000
野火止一丁目		1173	7	—	—	—	—	5,655.00000
追加指定分 合計								9,379.00000
合計								478,104.86760

※面積については、町・反・畝・歩を坪数に変換し、3.30579 を乗じたものである。

関係法令

文化財保護法

昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号

最終改正：平成 23 年 5 月 2 日法律第 37 号

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

(中略)

四 貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの
(以下「記念物」という。)

(中略)

3 この法律の規定（第百九条、第百十条、第百十二条、第百二十二条、第百三十一条第一項第四号、第百五十三条第一項第七号及び第八号、第百六十五条並びに第百七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

(政府及び地方公共団体の任務)

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

(国民、所有者等の心構)

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

(中略)

第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を

官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市（特別区を含む。以下同じ。）町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に前項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(中略)

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第百十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たっては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べることができる。

(解除)

第百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第百九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第一百十条第一項の規定による仮指定が
適当でないとき認めるときは、文部科学大
臣は、これを解除することができる。

4 第一項又は前項の規定による指定又は
仮指定の解除には、第百九条第三項から
第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、
所有者がないか若しくは判明しない場合
又は所有者若しくは第百九条第二項の
規定により選任された管理の責めに任ず
べき者による管理が著しく困難若しくは
不適當であると明らかに認められる場合
には、文化庁長官は、適当な地方公共団
体その他の法人を指定して、当該史跡名
勝天然記念物の保存のため必要な管理及
び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存
のため必要な施設、設備その他の物件で
当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有
又は管理に属するものの管理及び復旧を
含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文
化庁長官は、あらかじめ、指定しようと
する地方公共団体その他の法人の同意を
得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を
官報で告示するとともに、当該史跡名勝
天然記念物の所有者及び権原に基づく占
有者並びに指定しようとする地方公共団
体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第百九
条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十四条 前条第一項に規定する事由が
消滅した場合その他特殊の事由があると

きは、文化庁長官は、管理団体の指定を
解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三
項並びに第百九条第四項及び第五項の規
定を準用する。

第百十五条 第百十三条第一項の規定によ
る指定を受けた地方公共団体その他の法
人（以下この章及び第十二章において「管
理団体」という。）は、文部科学省令の定
める基準により、史跡名勝天然記念物の
管理に必要な標識、説明板、境界標、圍
いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土
地について、その土地の所在、地番、地
目又は地積に異動があつたときは、管理
団体は、文部科学省令の定めるところに
より、文化庁長官にその旨を届け出なけ
ればならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団
体は、あらかじめ、その復旧の方法及び
時期について当該史跡名勝天然記念物の
所有者（所有者が判明しない場合を除
く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞
かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有
者は、正当な理由がなく、管理団体が行
う管理若しくは復旧又はその管理若し
くは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、
又は忌避してはならない。

第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧
に要する費用は、この法律に特別の定め
のある場合を除いて、管理団体の負担と
する。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

（所有者による管理及び復旧）

第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物

の管理に当たる所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第十二章において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

（管理に関する命令又は勧告）

第百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

（復旧に関する命令又は勧告）

第百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡してい

る場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

(文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行)

第二百二十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。

2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

(補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡

の場合の納付金)

第二百二十四条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第一百十八条及び第二百二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第二百二十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第二百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第二百五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第一百一十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せら

れたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第二百六十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官(第八十四条第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第二百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十

日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第二百五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第二百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第二百五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第二百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及

び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(保存のための調査)

第三百三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第三百三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(中略)

第十一章 文化審議会への諮問

第五百三十三条 文部科学大臣は、次に掲げる事項については、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならない。

(中略)

七 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の指定及びその指定の解除

八 史跡名勝天然記念物の仮指定の解除
(中略)

2 文化庁長官は、次に掲げる事項については、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならない。

(中略)

十二 史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する命令

十三 文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行

十四 史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可

十五 史跡名勝天然記念物の環境保全のための制限若しくは禁止又は必要な施設の命令

十六 史跡名勝天然記念物の現状変更若

しくは保存に影響を及ぼす行為の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わない場合又は史跡名勝天然記念物の環境保全のための制限若しくは禁止に違反した場合の原状回復の命令

(中略)

第十二章 補則

(中略)

第二節 国に関する特例

(国に関する特例)

第六十二条 国又は国の機関に対しこの法律の規定を適用する場合において、この節に特別の規定のあるときは、その規定による。

(重要文化財等についての国に関する特例)

第六十三条 重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観が国有財産法に規定する国有財産であるときは、そのものは、文部科学大臣が管理する。ただし、そのものが文部科学大臣以外の者が管理している同法第三条第二項に規定する行政財産であるときその他文部科学大臣以外の者が管理すべき特別の必要のあるものであるときは、そのものを関係各省各庁の長が管理するか、又は文部科学大臣が管理するかは、文部科学大臣、関係各省各庁の長及び財務大臣が協議して定める。

第六十四条 前条の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を文部科学大臣が管理するため、所属を異にする会計の間において所管換え又は所属替えをす

るときは、国有財産法第十五条の規定にかかわらず、無償として整理することができる。

第六十五条

(中略)

3 国の所有又は占有に属するものを特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物に指定し、若しくは仮指定し、又はその指定若しくは仮指定を解除したときは、第九条第三項(第十條第三項及び第十二條第四項で準用する場合を含む。)の規定により所有者又は占有者に対し行うべき通知は、その指定若しくは仮指定又は指定若しくは仮指定の解除に係るものを管理する各省各庁の長に対し行うものとする。

(中略)

第六十六条 重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を管理する各省各庁の長は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の勸告に従い、重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を管理しなければならない。

第六十七条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、文部科学大臣を通じ文化庁長官に通知しなければならない。

- 一 重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を取得したとき。
- 二 重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の所管換えを受け、又は所属替えをしたとき。
- 三 所管に属する重要文化財、重要有形

民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。

(中略)

五 所管に属する重要文化財又は史跡名勝天然記念物を修理し、又は復旧しようとするとき（次条第一項第一号の規定により文化庁長官の同意を求めなければならない場合その他文部科学省令の定める場合を除く。）。

(中略)

七 所管に属する史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたとき。

- 2 前項第一号及び第二号の場合に係る通知には、第三十二条第一項（第八十条及び第二百二十条で準用する場合を含む。）の規定を、前項第三号の場合に係る通知には、第三十三条（第八十条及び第二百二十条で準用する場合を含む。）及び第三百三十六条の規定を、前項第四号の場合に係る通知には、第三十四条（第八十条で準用する場合を含む。）の規定を、前項第五号の場合に係る通知には、第四十三条の二第一項及び第二百二十七条第一項の規定を、前項第六号の場合に係る通知には、第八十一条第一項及び第三百九条第一項の規定を、前項第七号の場合に係る通知には、第百十五条第二項の規定を準用する。
- 3 文化庁長官は、第一項第五号又は第六号の通知に係る事項に関し必要な勧告を

することができる。

第百六十八条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

一 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。

(中略)

三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の貸付、交換、売却、譲与その他の処分をしようとするとき。

2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。

3 第一項第一号及び前項の場合には、第四十三条第一項ただし書及び同条第二項並びに第二百二十五条第一項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。

4 文化庁長官は、第一項第一号又は第二項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に関し必要な勧告をすることができる。

5 関係各省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない。

第百六十九条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、文部科学大臣を通じ各省各庁の長に対し、次に掲げる事項につき必要な勧告をすることができる。

一 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理方法

二 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観の修理若しくは復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置

三 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の環境保全のため必要な施設

(中略)

2 前項の勧告については、前条第五項の規定を準用する。

3 第一項の規定による文化庁長官の勧告に基づいて施行する同項第二号に規定する修理、復旧若しくは措置又は同項第三号に規定する施設に要する経費の分担については、文部科学大臣と各省各庁の長が協議して定める。

(中略)

第三節 地方公共団体及び教育委員会

(地方公共団体の事務)

第八十二条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費につき補助することができる。

2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずること

とができる。

3 前項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行つた場合には、教育委員会は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなければならない。

(地方債についての配慮)

第八十三条 地方公共団体が文化財の保存及び活用を図るために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、適切な配慮をするものとする。

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第八十四条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。

一 第三十五条第三項（第三十六条第三項（第八十三条、第二百一十一条第二項（第七十二条第五項で準用する場合を含む。）及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第三十七条第四項（第八十三条及び第二百二十二条第三項で準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項、第七十四条第二項、第七十七条第二項（第九十一条で準用する場合を含む。）、第八十三条、第八十七条第二項、第一百八条、第一百二十条、第二百九条第二項、第七十二条第五項及び第七十四条第三項で準用す

る場合を含む。)の規定による指揮監督
二 第四十三条又は第二百五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令(重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。)

(中略)

五 第五十四条(第八十六条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。)、第五十五条、第三十条(第七十二条第五項で準用する場合を含む。)又は第三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行

(中略)

2 都道府県又は市の教育委員会が前項の規定によつてした同項第五号に掲げる第五十五条又は第三十一条の規定による立入調査又は調査のための必要な措置の施行については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

(中略)

4 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした次の各号に掲げる事務(当該事務が地方自治法第二条第八項に規定する自治事務である場合に限る。)により損失を受けた者に対しては、当該各号に定める規定にかかわらず、当該都道府県又は市が、その通常生ずべき損失を補償する。

一 第一項第二号に掲げる第四十三条又は第二百五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可
第四十三条第五項又は第二百五条第

五項

二 第一項第五号に掲げる第五十五条又は第三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行
第五十五条第三項又は第三十一条第二項
(中略)

5 前項の補償の額は、当該都道府県又は市の教育委員会が決定する。

6 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

7 前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県又は市を被告とする。

8 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした処分その他公権力の行使に当たる行為のうち地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に係るものについての審査請求は、文化庁長官に対してするものとする。

(中略)

(修理等の施行の委託)

第八十六条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第三十八条第一項又は第七十条の規定による国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行、第九十八条第一項の規定による発掘の施行及び第二十三条第一項又は第七十条の規定による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行につき、都道府県の教育委員会に対し、その全部又は一部を委託することができる。

2 都道府県の教育委員会が前項の規定による委託に基づき、第三十八条第一項の

規定による修理又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、第三十九条の規定を、第九十八条第一項の規定による発掘の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第三項で準用する第三十九条の規定を、第二百二十三条第一項の規定による復旧又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第二項で準用する第三十九条の規定を準用する。

(重要文化財等の管理等の受託又は技術的指導)

第百八十七条 都道府県の教育委員会は、所有者（管理団体がある場合は、その者）又は管理責任者の求めに応じ、重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理（管理団体がある場合を除く。）、修理若しくは復旧につき委託を受け、又は技術的指導をすることができる。

2 都道府県の教育委員会が前項の規定により管理、修理又は復旧の委託を受ける場合には、第三十九条第一項及び第二項の規定を準用する。

(書類等の経由)

第百八十八条 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。

2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する書類及び物件を受理したときは、意見を具してこれを文部科学大臣又は文化庁長官に送付しなければならない。

3 この法律の規定により文化財に関し文

部科学大臣又は文化庁長官が発する命令、勧告、指示その他の処分の告知は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。ただし、特に緊急な場合は、この限りでない。

(文部科学大臣又は文化庁長官に対する意見具申)

第百八十九条 都道府県及び市町村の教育委員会は、当該都道府県又は市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用に関し、文部科学大臣又は文化庁長官に対して意見を具申することができる。

(地方文化財保護審議会)

第百九十条 都道府県及び市町村の教育委員会に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くことができる。

2 地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する。

3 地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

(事務の区分)

第百九十二条 第一百条第一項及び第二項、第一百十二条第一項並びに第一百条第三項及び第一百十二条第四項において準用する第九十九条第三項及び第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第十三章 罰則

(中略)

第百九十六条 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁錮又は二十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第百九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第四十三条又は第百二十五条の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者

(中略)

第百九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第三十九条第三項（第百八十六条第二項で準用する場合を含む。）で準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

二 第九十八条第三項（第百八十六条第二項で準用する場合を含む。）で準用する第三十九条第三項で準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、発掘の施行を拒み、又は妨げた者

三 第百二十三条第二項（第百八十六条第二項で準用する場合を含む。）で準用する第三十九条第三項で準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

第百九十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して第百九十三条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第二百条 第三十九条第一項（第四十七条第三項（第八十三条で準用する場合を含む。）、第百二十三条第二項、第百八十六条第二項又は第百八十七条第二項で準用する場合を含む。）、第四十九条（第八十五条で準用する場合を含む。）又は第百八十五条第二項に規定する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理、修理又は復旧の施行の責めに任ずべき者が怠慢又は重大な過失によりその管理、修理又は復旧に係る重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるに至らしめたときは、三十万円以下の過料に処する。

第二百一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなくて、第三十六条第一項（第八十三条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第三

十七条第一項の規定による重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の管理又は国宝の修理に関する文化庁長官の命令に従わなかった者

二 正当な理由がなくて、第二百一十一条第一項（第七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第二百二十二条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する文化庁長官の命令に従わなかった者

三 正当な理由がなくて、第三十七条第二項の規定による重要文化的景観の管理に関する勧告に係る措置を執るべき旨の文化庁長官の命令に従わなかった者

第二百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

(中略)

五 第五十四条（第八十六条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第五十五条、第六十八条（第九十条第三項及び第三百三十三条で準用する場合を含む。）、第三十条（第七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第三十一条又は第四十条の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該公務員の立入調査若しくは調査のための必要な措置の施行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(中略)

七 正当な理由がなくて、第二十八条第一項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

第二百三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

(中略)

二 第三十一条第三項（第六十条第四項（第九十条第三項で準用する場合を含む。）、第八十条及び第一百九条第二項（第三百三十三条で準用する場合を含む。）で準用する場合を含む。）、第三十二条（第六十条第四項（第九十条第三項で準用する場合を含む。）、第八十条及び第一百二十条（第三百三十三条で準用する場合を含む。）で準用する場合を含む。）、第三十三条（第八十条、第一百八条及び第一百二十条（これらの規定を第三百三十三条で準用する場合を含む。）並びに第七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第三十四条（第八十条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第四十三条の二第一項、第六十一条若しくは第六十二条（これらの規定を第九十条第三項で準用する場合を含む。）、第六十四条第一項（第九十条第三項及び第三百三十三条で準用する場合を含む。）、第六十五条第一項（第九十条第三項で準用する場合を含む。）、第七十三条、第八十一条第一項、第八十四条第一項本文、第九十二条第一項、第九十六条第一項、第一百五条第二項（第一百二十条、第三百三十三条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第二十七条第一項、第三十六条又は第三十九条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第三十二条の二第五項（第三十四条の三第二項（第八十三条で準用する場合を含む。）、第六十条第四項及び第六十三条第二項（これらの規定を第九十条第三項で準用する場合を含む。）並びに第八十条で準用する場合を含む。）又は第一百五十五条第四項（第一百三十三条で準用する場合を含む。）の規定に違反して、管理、修理若しくは復旧又は管理、修理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避した者

附 則

（中略）

（関係法令の廃止）

第二条 左に掲げる法律、勅令及び政令は、廃止する。

国宝保存法（昭和四年法律第十七号）

重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）

史跡名勝天然記念物保存法（大正八年法律第四十四号）

国宝保存法施行令（昭和四年勅令第二百十号）

史跡名勝天然記念物保存法施行令（大正八年勅令第四百九十九号）

国宝保存会官制（昭和四年勅令第二百十一号）

重要美術品等調査審議会令（昭和二十四年政令第二百五十一号）

史跡名勝天然記念物調査会令（昭和二十四年政令第二百五十二号）

（中略）

第五条 この法律施行前に行つた史跡名勝天然記念物保存法第一条第一項の規定に

よる指定（解除された場合を除く。）は、第九十九条第一項の規定による指定、同法第一条第二項の規定による仮指定（解除された場合を除く。）は、第一百条第一項の規定による仮指定とみなし、同法第三条の規定による許可は、第二百五条第一項の規定による許可とみなす。

2 この法律施行前に行つた史跡名勝天然記念物保存法第四条第一項の規定による命令又は処分については、同法第四条及び史跡名勝天然記念物保存法施行令第四条の規定は、なおその効力を有する。この場合において同令第四条中「文部大臣」とあるのは、「文化財保護委員会」と読み替えるものとする。

（以下略）

文化財保護法施行令

昭和50年9月9日政令第267号

最終改正：平成24年7月25日政令第202号

内閣は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十七条の三第一項、第八十条の二及び第八十三条の三第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）並びに文化財保護法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第四十九号）附則第十項の規定に基づき、この政令を制定する。

（中略）

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認

められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

- 一 法第三十五条第三項（法第八十三条、第一百八条、第一百二十条及び第一百七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに法第三十六条第三項（法第八十三条、第二百一十一条第二項（法第一百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第一百七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項及び第二百二十九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督
- 二 法第四十三条第四項（法第二百五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）

（中略）

- 4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからトまで及びリに掲げる現状変更等が市の区域内において行われる場合、同号チに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の区域内に存する場合並びに同号ヌに規定する指定区域が市の区域内に存する場合にあつては、当該市の教

育委員会）が行うこととする。

- 一 次に掲げる現状変更等（イからへまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第二百五条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

- イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で三月以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築、改築又は除却

- ロ 小規模建築物の新築、増築、改築又は除却（増築、改築又は除却にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの

- ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置、改修若しくは除却（改修又は除却にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の

形状の変更を伴わないものに限る。)

ニ 法第一百五十一条第一項（法第二百二十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却

ホ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修

ヘ 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

（中略）

ヌ イからリまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理のための計画を都道府県の教育委員会（当該計画が町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該計画が市の区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

二 法第三十条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヌまでに掲げる現状変更等に係る法第二百五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

5 文化庁長官は、前項第一号ヌの規定に

よる指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

6 第四項第一号ヌの管理のための計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

7 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

（中略）

（事務の区分）

第七条 第五条第一項（第五号に係る部分を除く。）、第三項（第二号に係る部分を除く。）及び第四項の規定により都道府県又は市が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準

昭和26年5月10日文化財保護委員会告示第2号
最終改正：平成7年3月6日文部省告示第24号
（上略）

（天然記念物）

次に掲げる動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、我が国の自然を記念するもの

一 動物

（一）日本特有の動物で著名なもの及びその棲息地

（二）特有の産ではないが、日本著名

の動物としてその保存を必要とするもの及びその棲息地

(三) 自然環境における特有の動物又は動物群聚

(四) 日本に特有な畜養動物

(五) 家畜以外の動物で海外よりわが国に移殖され現時野生の状態にある著名なもの及びその棲息地

(六) 特に貴重な動物の標本

二 植物

(一) 名木、巨木、畸形木、栽培植物の原木、並木、社叢

(二) 代表的原始林、稀有の森林植物相

(三) 代表的高山植物帯、特殊岩石地植物群落

(四) 代表的な原野植物群落

(五) 海岸及び沙地植物群落の代表的なもの

(六) 泥炭形成植物の発生する地域の代表的なもの

(七) 洞穴に自生する植物群落

(八) 池泉、温泉、湖沼、河、海等の珍奇な水草類、藻類、蘇苔類、微生物等の生ずる地域

(九) 着生草本の著しく発生する岩石又は樹木

(十) 著しい植物分布の限界地

(十一) 著しい栽培植物の由生地

(十二) 珍奇又は絶洩に瀕した植物の自生地

(以下略)

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天

然記念物の管理に関する届出書等に関する規則

昭和26年3月8日文化財保護委員会規則第8号

最終改正：平成17年3月28日文部科学省令第11号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十四条第三項で準用する同法第三十一条第三項の規定並びに同法第七十五条で準用する同法第三十二条及び第三十三条の規定に基き、並びに同法第七十五条で準用する同法第三十二条第一項及び第三十三条並びに同法第八十二条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則を次のように定める。

（管理責任者選任の届出書の記載事項）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 管理責任者の氏名及び住所

六 管理責任者の職業及び年令

七 選任の年月日

八 選任の事由

九 その他参考となるべき事項

(管理責任者解任の届出書の記載事項)

第二条 法第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名及び住所
- 六 解任の年月日
- 七 解任の事由
- 八 新管理責任者の選任に関する見込み
その他参考となるべき事項

(所有者変更の届出書の記載事項等)

第三条 法第百二十条で準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 旧所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 新所有者の氏名又は名称及び住所
- 六 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積
- 七 変更の年月日
- 八 変更の事由
- 九 その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。

(管理責任者変更の届出書の記載事項)

第四条 法第百二十条で準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 旧管理責任者の氏名及び住所
- 六 新管理責任者の氏名及び住所
- 七 新管理責任者の職業及び年齢
- 八 変更の年月日
- 九 変更の事由
- 十 その他参考となるべき事項

(所有者又は管理責任者の氏名若しくはは名称又は住所変更の届出書の記載事項)

第五条 法第百二十条で準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくはは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 五 変更前の氏名若しくはは名称又は住所
- 六 変更後の氏名若しくはは名称又は住所
- 七 変更の年月日
- 八 その他参考となるべき事項

(史跡、名勝又は天然記念物の滅失、き

損等の届出書の記載事項等)

第六条 法第百十八条、第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する法第三十三条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
 - 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
 - 七 滅失、き損、衰亡、亡失又は盗難（以下「滅失、き損等」という。）の事実の生じた日時
 - 八 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況
 - 九 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
 - 十 き損の場合は、き損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物はその保存上受ける影響
 - 十一 滅失、き損等の事実を知った日
 - 十二 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項
- 2 前項の書面には、滅失、き損等の状態を示すキヤビネ型写真及び図面を添えるものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第七条 法第百十五条第二項（法第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもつて、異動のあつたのち三十日以内に行わなければならない。

2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知書の記載事項等)

第八条 国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知の書面については、法第百六十七条第一項第一号及び第二号の場合に係るときは第三条の規定を、法第百六十七条第一項第三号の場合に係るときは第六条の規定を、法第百六十七条第一項第七号の場合に係るときは前条の規定を準用する。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則

昭和29年6月29日文化財保護委員会規則第9号
最終改正：平成17年3月28日文部科学省令第11号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第八十条の二第一項（同法第九十条第二項で準用する場合を含む。）の規定に

基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則を次のように定める。

(復旧の届出)

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第二百二十七条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）
名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

八 復旧を必要とする理由

九 復旧の内容及び方法

十 復旧の着手及び終了の予定時期

十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十二 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。

一 設計仕様書

二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしよう

とする箇所の写真及び図面

三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書

(届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更)

第二条 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

(終了の報告)

第三条 法第二百二十七条第一項の規定により届出を行った者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

(復旧の届出を要しない場合)

第四条 法第二百二十七条第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第一百八条又は第一百二十条で準用する法第三十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。

二 法第二百二十二条第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。

三 法第二百二十五条第一項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知)

第五条 法第六十七条第一項第五号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復

旧の通知には、第一条から第三条までの規定を準用する。

2 法第百六十七条第一項第五号括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を得て復旧を行うとき。

二 法第百六十九条第一項第二号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

昭和26年7月13日文化財保護委員会規則第10号
最終改正：平成17年3月28日文部科学省令第11号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第八十条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請規則を次のように定める。

（許可の申請）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百二十五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員

会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に提出しなければならない。

一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由

十 現状変更等の内容及び実施の方法

十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期

十三 現状変更等に係る地域の地番

十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十五 その他参考となるべき事項

(中略)

(許可申請書の添附書類等)

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一 現状変更等の設計仕様書及び設計図

二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図

三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真

四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

六 許可申請者が権原に基く占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書

七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

(中略)

2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

(終了の報告)

第三条 法第二百二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくそ

の旨を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び令第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

第四条 法第二百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。

二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の機関による現状変更等)

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定

を、法第六十八條第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三條の規定を準用する。

- 2 法第六十八條第三項で準用する法第二百二十五條第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前條各号に掲げる場合とする。

(管理計画)

第六條 令第五條第四項第一号ヌの管理のための計画（以下「管理計画」という。）には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理計画を定めた教育委員会
- 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
- 六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
- 七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
- 八 その他参考となるべき事項

- 2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

国指定天然記念物
平林寺境内林保存管理計画

平成27年3月

発行：宗教法人 平林寺

〒352-0011 埼玉県新座市野火止三丁目1番1号

編集：新座市教育委員会教育総務部生涯学習スポーツ課

〒352-8623 埼玉県新座市野火止一丁目1番1号

電話 048-477-1111